

令和6年 第1回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和6年 3月 5日 開会

令和6年 3月12日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和6年3月5日（火曜日）

○議事日程

- | | | |
|----|--------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 一般質問 |
| 6 | 承認第 1号 | 専決処分した事件の承認について[浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例] |
| 7 | 議案第 2号 | 令和5年度浦臼町一般会計補正予算(第9号) |
| 8 | 議案第 3号 | 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 9 | 議案第 4号 | 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 10 | 議案第 5号 | 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第 6号 | 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第 7号 | 浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 13 | 議案第 8号 | 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第 9号 | 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 15 | 議案第10号 | 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 16 | 議案第11号 | 町道路線の変更について |
| 17 | 議案第12号 | 町道路線の認定について |

○出席議員(8名)

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	川	畑	智	昭	君
副町長	石	原	正	伸	君
教育課長	河	本	浩	昭	君
総務課長	明	見	将	幸	君
総務課主幹	安	田	良	弘	君
総務課主幹	早	坂	隆	広	君
住民課長	中	田	帯	刀	君
福祉課長	齊	藤	淑	恵	君
福祉課主幹	城	宝	睦	己	君
産業課長	馬	狩	範	一	君
産業課主幹	山	崎		哲	君
建設課長	上	嶋	俊	文	君
建設課技術長	竹	田	圭	一	君
教育委員会	横	井	正	樹	君
事務局局長					
教育委員会	小	田	修	司	君
事務局主幹					
農業委員会	位	田		勝	君
代表監査委員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

書記	藤澤	翔太郎	君
----	----	-----	---

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員であります。

定足数に達しております。

ただいまから、令和6年第1回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番中川議員、6番静川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議案第13号 指定管理者の指定については、町長から撤回の申し出があり、議長はこれを許可いたしました。

したがって、議案第13号は欠番になります。

次に、令和5年第4回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

2月1日、令和6年第1回空知町村議会議長会定期総会を栗山町総合福祉センターしゃるるにおいて行いました。北竜町佐々木会長の退任に伴い、会長補欠選挙が行わ

れ、栗山町議会議長鶴川和彦氏が選任されました。また副会長の補欠選挙におきましては、沼田町議会議長小峯聡氏が選任されました。その後、令和6年度事業計画並びに歳入歳出予算を原案のとおり可決し閉会をいたしております。

以上であります。

次に、監査委員より令和5年12月から令和6年2月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますのでご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますのでご承知願います。

以上、4件について報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わらせていただきます。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会では、承認1件、議案18件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

先月の9日、新十津川町におきまして、JAピンネにんにく部会の通常総会に出席してまいりました。本年度は播種機や収穫機械など共同利用の機器や専用冷蔵設備が整備され、栽培出荷環境の強化が図られたと報告がありました。

また、一昨年の部会設立から会員数は29人に倍増し、作付面積も約10ヘクタールとなり支援開始から2年が経過し、少しずつですが着実に生産者や面積の増加が図られているとのことです。

今後、自家採取も本格化することとなり、産地化に向け一層の広がりを目指したいと思います。

次に、浦臼駅近接地に建設中の多世代交流施設えみるが今月中の完成に向け作業が進められていますが、この施設のオープンに合わせ王子江画伯から寄贈されます絵画が現在輸送の途にあり、20日ごろに到着する予定となっております。

33メートルに及ぶ大型絵画を含む全13点もの作品をご寄贈いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

到着後、当分の間は役場3階に一時保管、えみる完成後に移動し、9月に予定している王先生を招いての展示会で町民へのご披露を考えているところでございます。

以上で、行政報告といたします。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、3点につきご報告をさせていただきます。

12月15日の浦臼小学校6年生の高知県南国市大篠小学校とのオンライン交流につきましては、本町開拓の指導者武市安哉の出身地南国市の大篠小学校の6年2組の児童たちが総合学習において、大篠小学校と統合前の浦臼小学校が姉妹校であったことを知って、浦臼小学校に申し入れがあり、実現したもので、本年度中に3回ほど行っており、学習発表会の劇においてもこの件が紹介されております。今後の両校の取り組みが気にかかるところでございます。

1月8日に開催しました浦臼町二十歳を祝う会につきましては9名の出席をいただき、門出を祝福しております。

次に、2月17日に浦臼小学校で開催しました部活動地域移行後援会につきましては、本道出身で卓球男子団体のリオ並びに東京オリンピックメダリスト丹羽孝希選手をお招きし、事務局が地域移行についての説明の後、講演会と実技の披露をいただき、浦臼中学校卓球部の生徒との6ポイント先取のミニゲームやアドバイスをいただくなど貴重な体験をさせていただきました。令和6年度には検討委員会を立ち上げ、地域移行について協議を進める予定としております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和6年第1回定例会におきます一般質問を町長に1点、教育長に1点いたしたいと思っております。

まず、町長には町施設のLED化の現状ということでご質問させていただきたいと思っております。

2027年の蛍光管製造禁止に向け、町が管理しているすべての施設のLED化は

どのようになっているのかをお伺いいたしたいと思います。

今後、政府や民間に加えて多くの自治体が一斉にLED化を進めることが想定されております。

世界的な発光ダイオードの不足や資材不足が起きる可能性もあると考えられます。

少しでも早く取り組むべきだと思いますが、公共インフラや施設、病院、学校など、町の状況について伺いたいと思います。

また、町民への周知も必要になると思われますが、どのように考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

町が管理しております施設の照明器具の現状につきましては、別紙により提供いたしますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり蛍光管は2027年末での製造及び輸出入の禁止が決定され、現状においても材料価格の高騰などにより各社のLED製品が値上げされていることは承知しています。

また、国際条約に基づく決定であり、全加盟国が同様の状況になれば世界的な発光ダイオード不足や資材不足が起きる可能性も指摘されています。

町施設における今後の器具の更新につきましては、資料でお示したとおりLEDの未更新の施設が多いことから、学校施設や町民利用の多い施設など優先順位を決定し、計画的に進めてまいります。

短期間での実施が望ましいとは理解しておりますが、製造禁止以降も在庫品販売や継続使用が認められており、緊急性と財政的な判断により年次的な適正更新に努めてまいります。

町民への周知につきましては、個人の住宅においてもいずれLED照明への交換が必要となりますので、まずは広報うらうすや町公式ホームページを活用し、製造中止の時期など必要な情報を適切にお知らせし、早目早目の準備を促してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

この蛍光管につきましても、恐らくすごい昔ですけれども、九州の水俣病が発生した水銀の問題から始まって、恐らくそういったことが主体で起きているのだと思っていますし、本来2017年には、確かパナソニック以外の蛍光管を製造している会社は既に中止していると見えています。

今現在、若干製造しているのはパナソニックだけという話だと、確か聞いております。

今、蛍光管1社しか造っていないものですから、この辺、今後のことを考えたときに、その1社でまだ在庫がどうのこうのとか、製造をやってもまだ大丈夫ではないかというのが、果たしてそのパナソニックの1社だけでの問題の在庫の中でどう対応できるかなというのも実はちょっと不安になっております。

これ、日本は本来2030年にこのことを予定して、国民に対してもその経過を説明しようとしたのだと思いますが、今のカーボンニュートラルとか、そういった問題で恐らく3年間前倒しと国が言っていますから、やはり国も国民も関係者も相当慌てているのではないかなと思っています。

この辺、短期間というのは難しいかもしれないけれども、できれば早急に私は町民にもやっぱりこの辺は説明して、できる限り余裕のあるうちに徐々に徐々に取り替えていくことをしっかりとやっていく必要があると思いますので、この辺、適切な時期にすぐ町なりのいろんな部分でやるべきではないかと思うのですが、できれば短期間と言わず早々にやっていく必要があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

極力短期間ではやろうと考えておりますけれど、これからすべての施設の交換を行うに当たっての正確な経費を算出いたしまして、どうしても財政的な側面もございまして、適正なスピードで更新に努めてまいりたいと思います。その点につきましてはご理解いただきたいと思います。

あと町民につきましては、これにつきましてははすぐにでも周知できますので、広報等を通じまして周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

LED化をまだしていないところの資料、これだけ調べていただいて、結構な数だなと思っていますが、これだけ調べていただく過程において、大体どのぐらい予算がかかるのかということも想定していますでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

正確な数字はこれからになります。当然、器具の代金と工事費ということになります。

すので、工事によって行うことになりますので、その辺は設計をしてみないと正確なところが出てきませんので、数値的なものにつきましては今後になります。

先ほど、パナソニックのみというお話もありまして、私も調べましたけれど、蛍光管につきましては数年前と比べて9割上がっているという情報も出ておりました。

LEDにつきましても15%ほど値上がりしているというのが現状ですので、多分これが下がるということは今後もないかと思っておりますので、早急に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、2番目の質問をお願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、二つ目の質問を教育長にお伺いしたいと思っております。

ドジャースの大谷選手寄贈のグローブについて、ちょっと私も興味があるのでご質問させていただきたいと思っておりますが、昨年、大谷選手から全国の小学校に寄贈されたグローブですが、我が浦臼小学校にも届けられております。

ずばり、現在どのように取り扱われているのか、またこれからの取り扱いについてどのように考えているのかお伺いしたいと思っております。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

大谷翔平選手からのグローブにつきましては、本年1月11日に教育委員会に送付され、その日のうちに小学校へと届けております。

その後、1月16日の始業式において、大谷選手からの「自分が充実した人生を送る機会を与えてくれた野球というスポーツに対して、たくさんの子供たちに興味を持ってもらいたい。野球しようぜ。」というメッセージとともに児童にお披露目しております。

現在は盗難防止のため職員室で保管し、授業等で使用しております。

休み時間などにつきましては、体育館のキャッチボール等は危険なので禁止している状況ですが、雪が解けグラウンドが使用できるようになれば多くの児童に野球に触れ合ってもらえるよう積極的にグローブを使ってもらおうと考えております。

また、今回寄贈いただいたグローブは3個であります。使ってみたいという児童が順番や使用時間を守るなどルールに沿った使い方ができるように指導するなど、教育的な観点からも有効に活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

とても素晴らしいことだなど、私、思っているのですが、ただ、あまりにも世界的にも有名になった選手なものですから、この方からこういうものをいただくと大変だなという気がします。

意外と私もそんなに気にしていなかったのですが、全国的にこのことで物議を醸しているというのも正直あります。

特に、最初に上がったのが、大分県別府市でしたかね、教育委員会にグローブが届いたのですが、小学校に寄贈する前に町民に披露したという、まだ学校にも届けていないうちから町民などに披露して、一体どういうことなのだと結構PTAの方から物議を醸されたということがありましたけれども、確かにすごくいいことなのですが、結局今いろんな学校があると思うのですけれども、小学校でなかなか野球をやるという部分が少ない。

細かい話をすると、学校の指導要領というのですか、あれでは、何かちょっと見たら、決して小学校で野球しなさいということはないと。

ただ、ボールを使った運動をしなさいと、それが体育という授業の中ではそういう部分であって、本来の形の中では小学校の場合、部活があるわけでないですから、そういう部分ではなかなか野球に触れる機会が少ないという部分もあったりするみたいですね。

特に、ニーズが少なくなると、そういう部分になってしまうと。

そこで、結局ほかの大きい市町村であれば少年野球とかいろんな部分で、学校以外でそういった部分があるのでしょうかけれども、なかなか小さいところではそこを指導する方もいなかったり、そういった部分があって、こういったグローブをどうやって子供たちに触らせたり扱わせたり、というのは大変だなという気はします。

今うちの学校ではこういうことをやっていただけるとのことなのですが、最終的にこれが日を追っていく間にほかの学校も結構苦しんでいるのが、最終的にこのグローブ、これを管理するところがどこだというか、どうするという話になっているみたいです。

今、職員室に置いて保管しているという話ですが、ほかの学校も実はここががんであって、グローブの管理を、盗難だとかいろんな部分で責任を持って、学校ということになると、では学校の先生方に責任を負わせて管理させるのかというところまで話が進んでいるみたいです。

今、学校の先生もいろんな子供たちの授業で大変だという部分で忙しい中で、さらにこういったものの責任管理まで、という話も出ているところもあるそうです。

やはり今後子供たちにも使わせたいし、学校の先生方もこういった管理がなかなか大変だということも少し、何とか緩和してやる方法も必要かなという気は私にはしています。

この辺うまく教育委員会側も、どうでしょうね、確かに職員室という方法もあるのでしょうかけれども、いろんな形の中で、できれば管理を安全な形でしっかり楽にやれるところを考えていただけた方がいいかなという気はしているのですが、どうでしょ

うか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

管理が大変だというような認識はちょっと今までなかったのですが、今は職員室で教頭等が、使わないときには保管をしているとっておりますけれども、もし教職員にそういう管理という面で負担感があるのであれば、ちょっとこれから意見を聞いて検討したいと思っております。

ただ、大谷選手に寄贈していただいたということで大変貴重なものではありませんけれども、あくまでも消耗品でありますし、いつかは廃棄になるであろうと思っておりますし、あまり特別扱いはせずに、子供たちに使っていただきたいなどは思っております。少し検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

終わります。

○議長（小松正年君）

はい、ありがとうございます。

続きまして、発言順位2番、野崎ヤスヒロ議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

議長のお許しがありましたので、浦臼町の地名、番地の呼称について、町長に2点ほどお伺いいたします。

浦臼町の住所が町内会名で新聞等に載ることがあります。

近年はナビゲーターやマップ、それから宅配便の普及などで番地表示が必要になっています。他市町村では町内会名で載るところはわずかしがなく、番地表示になっています。

地名表示は、隣であっても漢字や片仮名と複雑でまとまりがありません。地名は使い慣れた人たちや愛着のある方もいるとは思いますが、デジタル化に対応するためにも何らかの対応ができないのか、町長に伺います。

まず、1点目、新聞に掲載されている表示を町内会ではなく番地表示に統一することはできないのか。

2番目、地名の漢字、片仮名文字、町内会での呼称に由来はあるのだと思うが、表示が入り乱れている感じがします。統一できないのか、できない問題はあるのかお聞かせいただきたいと。

よろしくお伺いいたします。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問でございますが、お悔やみなど町から情報発信しております住所につきましては、行政区で通知しており、新聞には町内会表示で掲載されています。

町内会表示から番地表示に変更することは可能と考えますが、これまでに町民の方から特段の要望がなかったことや、詳細な住所表示により葬儀時に留守宅を狙う空き巣被害も懸念されますので、防犯上からも今のところ番地表示に変更することはありません。

二つ目のご質問でございますが、字名につきましては現在16種類の字名が存在しています。確かに件数が多いというお話を聞いたことはありますが、これまでに大きな支障が出ているという声も届いておりません。

今のところ特に問題はないと判断しておりますが、町内会表示の件を含め二つのご質問につきましては、町内会長会議の際にご意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

それでは、先ほど名前を間違っしてしましまして、済みません、申しわけございません。ヒロヤス議員で。

それでは、再質問ございませんか。

野崎議員。

○4 番（野崎敬恭君）

町長の答弁をいただいたところですが、町のあり方だとは思うわけでございますけれど、番地表示で最近、今時マップやらナビゲーターで犯罪が起きたという情報もそんなに聞いていないと思っております。

それよりも、やっぱりきちっと統一した方が近代的な町に近くなっていいのではないかな、そのように思っています。

私もこの浦臼町に定住する前はいろんな町を歩いてきました。それは何十年も昔の話ではございますが、やっぱり何十年前は大体今の浦臼町みたいな状態のところは多かったです。

それが、だけど何十年も前にもう番地制度にほとんど変わらまして、そして2か所ぐらい番地が変わったという覚えもありますので、ぜひ統一した方が最近のIT機器などでも使いやすくなるのではないかと考えております。

それにつきまして、あと16種類もの名前が存在しているという、本当にものすごく地図を見るとウラウスナイ、浦臼町、漢字の浦臼内、黄臼内、鶴沼なども鶴沼の文字が出てくると、ちょっと検索してみると出てくるのは鶴沼温泉と鶴沼郵便局ぐらい、そんなちらっと見たところではマップを開いてみるとそんな感じもしたりしております。

そういう面も含めまして、なるべく早くそういう問題を解決できないのか、町長に

お伺いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

まず、町内会表示につきましては、昭和51年から使われているもので、それ以前は区ということで表示されておりましたけれど、50年近くが経過しているところです。

それぞれメリット、デメリットはあろうかと思えますけれど、町民にとっておおよその位置を特定するという意味では利便性が高いと思います。

それが、ただデジタル化の波に乗れていないということになれば、それはそれとして問題になってきますけれど、今ご意見をいただいたということで、少し時間をいただきまして、問題点の有無を少し確認する時間をいただきたいと思えます。

どうしても町内会でデジタル化に不都合が出ているというお話も、すいません、今のところ聞いておりませんので、より多くの町内会長会議を含めまして、そういう場でご意見を募って、今後検討していきたいと思えます。

それと字名表示につきましては、多分昭和41年とかというところに定められたと記録として残っているところですが、これにつきましては町民にとってはあまり大きな問題はないのかなと考えております。

第三者にとって問題があるかどうかという話も今のところ聞き及んではいけませんけれど、そのあたりにつきましてはほかの方にもご意見をいただきまして、検討させていただきたいと思えます。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

1番、2番を通しての再々質問になりますけれど、例えば本当に、隣が漢字の浦臼内、その隣が片仮名のウラウスナイだとか、ここ役場も片仮名のウラウスナイ、なかなかやっぱり、僕は昔ここに定住で来たときから何か番地表示に慣れていたものだから、特に最近はこのデジタル化が進んで、お悔やみがありましたら、すぐ番地でマップを開いてその家はどこだったかと家の写真を見るのですね。

そうやって調べて、ああ、ここの家の方が亡くなった、ここお世話になったところだったという調べ方も最近していますので、ちょっと町内会であったなら不便かな、そのような思いで質問させていただきまして、最後にもう一度町長のお気持ちを聞かせてもらって、終わらせていただきます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

野崎議員からのご意見としてお伺いいたしまして、ほかの方々のご意見、お話もお伺いした中で、今後の方向性を決めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、二つ目の質問をお願いいたしたいと思えます。

○4番（野崎敬恭君）

2点目の質問で、市街地の国道の排雪についてでございます。

国道における除排雪は国が行うものと理解はしております。以前は年3、4回排雪をしていたと思えます。

近年は排雪回数がかなり少なくなりまして、歩道、車道のみ排雪するのは1、2回となっています。

市街地にある住宅は自家用車の出し入れ、店舗ではお客様の車両の出し入れのために自宅前を空けなければならない。

最近では、個人の除雪機も高性能となり、雪を高く積み上げることができるようになりまして、そうすることで車道が狭くなり、大型車の通行に支障が出ている。

出入り口も狭くなり、大型車がきちきち走っているところに自宅や店舗から車を出そうとしても、左右の車両の動きが見えづらく、ボンネットも車道に出せない状況になっております。

運転する方も高齢化しているもので、事故だけは起きてほしくないという思い。何より町の景観が悪くなっております。

町では、移住、定住を掲げておりますが、我が町の冬の国道の雪山を見たときのイメージダウンは相当なものがあるのでないかと思えます。

安全に通行するためにも、国道の雪山を良い方法で排雪ができるよう、町と開発局で協議していただきたいと考えるが、町長に伺います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、堆積された雪山の影響により国道の幅員が狭くなり、大型車等の通行には支障のない最小限の幅員は確保されているものの、町道や歩道、店舗等から本線に出ようとした場合、非常に危険な状態であることは私も認識しているところでございます。

国道を所管しております開発局滝川道路事務所への申し入れは毎年継続して行っており、滝川道路事務所も同じ認識をしていただいておりますが、国道の除排雪作業は年1回となっているのが現状です。

作業につきましては、交通量の多い12号線の除排雪を行った後に275号線の除排雪を行うこととなっており、浦臼町につきましては雪捨て場の造成状況を勘案して毎年1月下旬ごろをめぐりに行われているのが現状でございます。

今後とも除排雪回数の増加や雪山をカットして幅員を確保していただくなど、安全

な道路、交通環境を維持していただくよう引き続き要請してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

やっぱり12月ごろが一番雪山が高くなっていますね。やっぱり30センチ、40センチの雪が3回、4回ぐらい降ってきたら、大体かなり高くなってきてしまうのですね。

それにちょこちょことほとんど毎日12月は降ってきますので、それをやっぱり何とか開発の方と協議をぜひしてもらって、薄くてもいいから回数をとってもらって、安全に車が入りできて、それと国道を通行する車両が安全に通行できるようにしてほしいなと思っております。

それと、浦臼町には立派な除雪車両が配備されております。町道の除雪、排雪体制は管内でも有数なきれいな町道を確保していると感じております。

その分、国道市街地と町道の除雪体制には格差ができていいのかと、ちょっと感じてしまいます。

国と町との役割は違うというのは理解してはおりますが、交通事故や車をスムーズに出せない状況を考えると、やっぱりそのように思ってしまうのでしょうかね。

町長も答弁の中で言うていただいたように、やっぱり薄くでもちょっと回数をぜひ増やしていただくよう、開発とぜひ協議していただきたいなと、そのように思っております。

それでは、ぜひ町長にはそのようなことで開発にお願いに行ってください、頑張ってくださいと思っております。

町長の答弁、お願いします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

最初の答弁でお答えしましたとおり、事あるごとに、機会があるごとに要請活動というのはしているところですけど、当然管轄というものがあまして、浦臼町だけではないと。

浦臼町だけを特別な形で行うと、どうしてもほかからも声が上がるということで、どこから言われてもなかなか特別なことというのはやっていただけないのが現状でございます。

ただ、本当に最近の雪の降り方、12月に一気に降って、あとそれほどでもないという降り方が2年ほど続いておりますけれど、降り方によっては本当に危険な状況になってきます。

ですから、回数を増やすというのはかなり難しいかと思っておりますけれど、時期的なものにつきましては要請できるかと思っておりますので、そのあたりを含めまして、今後も要

望活動を続けていきたいと思ひます。

○議 長（小松正年君）

再々質問ござひますか。

○4 番（野崎敬恭君）

いいえ、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議 長（小松正年君）

次に、発言順位3番、中川清美議員。

中川議員。

○5 番（中川清美君）

令和6年第1回定例会において、町長に3点、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、第1点目であります、自然休養村センターの今後の計画ということでありまして、今のセンターにおいてはレストランと温泉に伴いまして、道の駅も併設されています。

建物においては、休養村センターが昭和51年に建てられまして、温泉においては平成3年に改築され、現在ティ・エスフードシステムが指定管理を受けて運営されています。

その指定管理の期限がこの3月末となつていまし、またこのセンターにおいては建物の老朽化が激しくなつており、さらには昭和56年度以降の耐震設計の基準にもなつておりません。

町長の1期目の公約にもありましたセンターの再整備がうたわれておりますが、コロナ禍の影響もあつたかと思われ、いまだに手つかずの状況であると思ひます。

今後指定管理の更新において、しっかりとした基本方針を立て、今後の指定管理者に示すことが求められると思ひます。

そこで、1点目とし、今回の指定管理募集の要件において期限が1年となつておりますが、その理由を。

2点目については、指定管理者の申し込み状況はどうなつてゐるのか。

3点目、今後のセンターの改修、改築の考えを求めたいと思ひます。

○議 長（小松正年君）

答弁お願ひいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

自然休養村センターの今後の計画についての1点目、指定管理期間を1年に変更した理由につきましては、現施設の解体を含めた改修計画を策定中であることや、現指定管理者から人材確保の面で複数年の管理期間での応募は難しいとの意見もあり単年に変更したものでござひます。

2点目の指定管理者の申し込み状況ですが、指定管理者の公募は2回実施してあり

ます。

1回目は指定管理期間3年、指定管理料の上限額を1,500万円とし、令和5年の11月22日から12月22日までの期日で公募しましたが、応募者はいませんでした。

2回目の公募につきましては、指定管理期間1年、指定管理料の上限額を1,700万円とし、令和6年の1月13日から2月13日までの期日で公募したところ、現在の指定管理者1社の応募があったところでございます。

しかし、2月29日に応募のあった会社から必要人員の確保が難しいことと資金調達の関係を理由に辞退の申し入れがあり、継続協議しましたが、指定管理者として十分な対応が困難との考えは変わらず、申し入れを受理したところでございます。

3点目の今後のセンター改修、改築の考えですが、令和6年度中にそれぞれの施設の改修計画を策定する予定でございます。

ただ、温泉につきましては、改修か改築で検討を進めますが、休養村センターについては、議員指摘のとおり耐震基準を満たしていないことから、解体する方向で検討をしております。

今後の施設運営の方向性といたしまして、老朽化している休養村センターレストラン及び宿泊施設については休止、温泉施設と道の駅だけを指定管理、業務委託、または直営にて運営できるよう早急に検討し、決定してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

ただいまの答弁をいただいた中での指定管理が3年から1年ということに変わったことではありますが、答弁書を見ますと、現施設の解体を含めた改修計画を策定中であることということでもあるのですけれども、1回目の募集を出したのが令和5年11月22日なのです。このときにはもう3年で指定管理を出していながら、応募がなかったから、今度応募期間を1月からまた2回目の応募をしたと。そのときには指定管理が3年から1年に変わっているのです。

ということは、この本当に一、二カ月で現施設の解体の方向に風向きが変わったのか、そういうことであれば非常に町長の公約の1丁目1番地でうたっているような公約の中での解体に向けたということで、本当にこの一、二カ月で急遽変わるという少しちょっと考えられないような状況も考えられます。その点について、ちょっと1点質問とさせていただきます。

それと、指定管理が1回目のときに1,500万円の上限額で出して、応募者がいなかったと。2回目のときに指定管理料、上限を1,700万円と、200万円上げたわけなのですが、このときにこれであれば対応できるということで、ティ・エスフードシステムが応募してきたということでもあります。

最後、町の指定管理者選定委員会において、2月20日、審査されたところ適任と

ということで判定をしたところでありますが、そのときには指定管理料1,700万円
で募集して、ティ・エスフードシステムが応募してきて、適任という判断をした中
において、今度指定管理料を1,500万円に下げたと、それで適任ということなの
ですが、どうもここら辺の整合性が、なぜこのような形になっているのか、そうい
うことがあって、ティ・エスフードシステムもこのような状況下においては、町
との信頼関係が全く築けられなくなっていると。

そういうことで、1,500万円ならやはりできませんということで、急遽2月2
6日、辞退の申し入れがあったのではないかなと考えられます。

この指定管理料の1,500万円で1回目、2回目は1,700万円で、最後には
選定委員会において1,500万円と減額になった、この変動の理由も聞かせてい
ただきたいと思っております。

また、ティ・エスフードシステムもレストラン関係においては人材が本当に募集し
てもなかなかコックさんがいないというような状況でもありまして、非常に苦
労しているような状況でもありました。

そこで、ひとつ町長の考えも伺いたいのですが、今ブームといいますか、三笠高
校の調理の関係なのですが、唯一あそこだけ定数を超える1.1倍から1.2倍ぐ
らいの募集があって、非常に全国的にもちょっと有名な高校となりつつありま
す。

そこで、ぜひそういうところから高校生を休養村の調理の方に町の方で採用し
て、そこでセンターの調理の方を運営できないか。要するに、今世間は高校生
レストランとかそういうところに非常に大きく注目がされておりまして、ぜひ
とも通常の当たり前の考えではなかなか商売というのは難しいと思うので
す。そういったところで、町が、では人材不足であればそういうところで人
材を確保して、共同でやりましょうという歩み寄りもしっかりと協力体制を
とることが存続においては第1の必要条件ではないかなと思っております。

また、三笠高校がなかなか、もう卒業しますから、3年生はほとんど進路先
が決まっていると思われまじけれども、来年に向けて動いてもよろしいです
し、それだとか、地域おこし協力隊員でレストラン運営のコックさんを募
集と、その後、できれば浦臼町においても店舗も構えていただければ、本
当にこれも起業として成立する、そういうような対応力も必要でないかな
と思われまじますが、その点含めまして、町長の考えをお聞かせ願いた
いと思っております。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

2点目につきましては、担当課長からお話をさせます。

1点目の、最初は3年、次は1年ということで、短期間のうちに指定管理の年
数が変わったということと、施設の解体等につきましても、最初は3年、1
年ということで整合性がないのではないかというお話だったかと思われま
じけれども、仮に改築なり新しい計画が進んだときに、1年ですぐ建て替
わるというものではないという判断があ

りました。

少なくとも計画を立て、設計を終わらせて、実際に改築にまで至るのには数年かかるだろうということで、当初3年間という期間設定をしたものでございます。

その後、指定管理者の候補者との話し合いの中で、1年刻みということでの話になりましたので、2回目の公募につきましては1年という期間設定で行ったものでございます。

3年と1年の関わりについてはそのような形でございます。

3番目の三笠高校なり協力隊員の活用につきましては、以前も少しお話をいただいたところでございますけれど、三笠高校がそのような動きができるかどうかも含めまして、さまざまな可能性は検討していきたいと考えます。

以上です。

2番目は担当課長から。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

指定管理料について説明申し上げます。

1回目の指定管理料につきましては1,500万円ということで、令和5年度と同様の指定管理料ということで設定しております。

2回目の公募のときの指定管理料につきましては1,700万円としたのですが、この理由につきましては、町の方で急激な物価の高騰とかガス代がかなり上がるようなことも聞いておりましたので、そこをちょっと年度途中内に要望を受けても少し対応できるような含みを持たせた形で1,700万円という指定管理料を設定しておりました。

ちょっと時代に合った形で対応できればなという形でうちの町の方でちょっと余裕を持った形で設定しております。

ティ・エスフードシステムの2回目の応募のときの1,500万円につきましては、現内容と同じような形でお願いしますということで話をしておりましたので、その1,700万円で指定管理料を話したわけではございません。

あくまでも、自らティ・エスフードシステムさんの方で1,500万円必要だという形で積算した形になってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

そうしたら、1,500万円を要求したのはティ・エスフードシステムだということでしょうかね。

それで、選定委員会において1,500万円に減らしたということになるのか、どうもそこら辺が、お互いのどういう話し合いでそういう状況になったのか、書面には

残っていないのか、せっかく1,500万円から1,700万円になって、町の方で物価高騰分も上げて1,700万円にしたのに、ここで急にティ・エスフードシステムが1,500万円と提示したので1,500万円になったと。

なかなか理解もしづらいような中身ではないかなと感じるところではありますが、そもそもこの通告をしたのが2月22日で、急きょ2月26日にティ・エスフードシステムが撤退をすると、きょうの午前9時の全員協議会で聞かされて、ちょっと私も質問も大変迷っているところでもあります。

ここで何を言いたいかというと、やはり今後この建物をどう持っていくのか、4年間、町長をやっていた中において、そのビジョンがティ・エスフードシステム側には示されていないというのが第1の原因ではないかなと、しっかりとビジョンを説明しながら、こういう計画でいくのだよというしっかりとしたそういう強い説明があれば、なかなかこのときにティ・エスフードシステムも、ではそれに沿った中で人材も見つけながら進めましょうということも可能ではなかったのかなと考えているところなのですが、この問題、非常に大きな問題ではないかなと思います。

今回、ティ・エスフードシステムの撤退になったわけなのですが、町長、どうですか、この4月までに、しっかりともう1回、1対1で腹を割って話し合いを持って、今後の方向を決めるべきではないかなと考えます。

そして、最悪の場合、ティ・エスフードシステムがもうとうとう駄目ですよとなったときには、業務委託または、直営、町営でやるということで理解してもいいのか、なかなか撤退したその次に4月1日から、では直営でやりますという運びになるのか、非常に私も温泉に通っていないながら、温泉も奈井江町、砂川市、滝川市、新十津川町、皆さん、来てくれているのです。

その中で、おい、大丈夫なのか、本当に4月でやれるのかと、そんな心配事ばかりなのです。

それはなぜかということ、回数券を買うときに、ティ・エスフードシステム側も4月以降の営業もちょっと考えられていないので、回数券の販売はちょっと考えた方がいいですよという提案もしているので、本当にお客さんが皆さんそういう心配を持って来ているのが現状なのです。

しっかりと浦臼町まで足を運んで温泉に来ていただいて、温泉でしっかりと労をねぎらって帰っていただくというのが第1の前提ではないかなという中で、本当にお客さんが今後の心配をされているというのは本当にちょっと情けないなと考えているところでございます。

ぜひ、町長、ティ・エスフードシステム側としっかりと向き合った話をするのが礼儀ではないかなと思っておりますし、今まで10年以上もやってきていただいた、それに対してのしっかりとした対話をもって理解を深めて、撤退されるならそれは仕方ないと思います。

どうも、今の状況であれば不完全燃焼のまま消えてしまうような非常に情けないような格好になってしまうのではないかなと思われま。

どうか、町長、しっかりと向き合って、対話をしていただけないか、それで再々質

問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

答弁、お願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

今まで直接お話したのは結構前の話になってしましまして、最近の状況は担当から聞いてきたというのが現状でございます。

聞いている話では、当然お互い歩み寄らなければ交渉というのはまとまりませんので、それぞれが意見を言い合うわけですけど、なかなか合意点に達しないという部分もあったと聞いておりまして、今回の件に至っているところではないかと思っております。

いずれにいたしましても、正式に辞退ということで文書まで上げてきておられますので、その撤回に向けてという形になるかどうかはわかりませんが、話し合いの機会につきましては、一度持とうと思っております。

どのような形での話し合いになるかはわかりませんが、そういう機会を一度持ちたいと思います。

○議長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

○5番（中川清美君）

それでは、2点目の質問であります。水田活用直接支払交付金による今後のぼたんそばの作付の影響について質問させていただきます。

今、日本の農業において大きな転換が国より示されています。それは令和8年度までに水田においての作付を米にするのか、畑とするのかを決めなければならないということになっております。

そのルールにおいては町長も既に理解済みだと思われま。今現在ぼたんそばにおいては産地交付金にて10アール2万円の作付助成があります。

単純に作付経費を見たときに専用ドリルでの播種で10アール2,000円、収穫で10アール6,500円、そのほかプラウ耕で3,000円、ロータリー耕で2,700円。

また、そのほかに本人分の種子代、肥料代も加算されるということになりますが、そのほか運搬などもろもろの経費総額で3,000円としましたところ、雑経費で1万7,200円がかかってくるということになります。

これを得るには反収67.5キロの収量が必要だということになります。

町の平均反収としましては、2022年度は48.3キロと非常に少なくなっております。ぼたんそばにおいては収量がキタワセソバと比較するとおおむね半減となります。

本町においては幻のそばと位置づけ、採算に合わずとも作付しています。

そのような中、地域農業再生協議会において産地交付金で経費分が補助されてお

り、玄そばの確保ができていることにおいては極めて大きな効果があらわれているものと評価をいたしたい。

水活の動向により、本町のそばの作付において極めて大きな影響が起こるものと考ええるが、対策を含め町長の考えを求めます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の水田活用の直接支払交付金による今後のぼたんそばの作付の影響についてお答えいたします。

令和4年度より水田活用の直接支払交付金のルールが厳格化されました。

中川議員のご質問にもありますとおり令和8年度までに一度も水張りをしない農地につきましては、産地交付金の交付対象外農地となります。

また、ぼたんそばはキタワセソバから比べると収量も少ないことから、作業委託をしている農業者にとっては今後のぼたんそばの作付に影響が出るものと考えております。

今後につきましては、水活の現行ルールに従い、可能な限り産地交付金の確保に努めていただくとともに、議員のご指摘にもありますように、現在極端に低い収穫量のぼたんそばの収量向上に向け、農業改良普及センターやJAピンネと対策を検討し、広く生産者の皆さんに実践してもらうことにより、交付金及び生産量増加の両面から安定的な作付につなげていきたいと考えます。

ぼたんそばは独特の風味と甘みに特徴があり、町内農業者の方々が古くから守ってきたものでありますので、町としても農業団体や生産者の皆さんのご協力をいただきながら、存続に努めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ありませんか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

再質問でありますけれども、水活は令和8年度までということでありますので、まだ7年までには時間も十分ありますので、しっかりと交付金の方で手当てを考えていただけるということであるので、7年に向けてしっかりぼたんそばの存続のためにひとつ適切な方策を打っていただきたいと思っております。

また、ぼたんそばと関連になるわけなのですが、浦臼町においては御存じのようにぼたんそば祭りが去年実施されまして、20回ということ、去年は1日しかやらなかったのですが、最高の人出でにぎわったということで、何人かお客さんが会場に入れないで帰ったという、このぼたんそばのお祭りの効果というものは非常に大きなものがあつたのではないかなと感じております。

それも含めて、そういうのがあつたから農家の方々もそこまでの収量、利益を求めないで、そばの文化伝承のために頑張っておられるというのがまず第1の原因ではない

かなと考えるところでもあります。

そのような中において、ぼたんそば祭りの実行委員の方においては、そばというものは本当に趣味でやっておられるのが多くて、仕事を退職した後、趣味を生かそうということでそば打ちを始めている方が結構多くおられるわけで、打ち手の方もなかなか高齢化になりまして、段々お祭りとかそういう事業には参加が厳しくなってきているという状況もありまして、ぼたんそば実行委員会としましては、昨年度において20回を契機に撤退というか、ここでもまた撤退なのですから、撤退をするという決断をしたところでもあります。

浦臼町においても、しっかりとそのような実行委員会の方々の苦勞によって20回のお祭りをしていただいたということで、本当に感謝をしても言葉がないぐらいありがたいものではなかったかなと思っているところでございます。

さて、そこでこのような大変意義ある効果のあるお祭り、今年度、どこでお祭りをするのか、そこら辺がまだ話も進んでいない中ではありますけれども、町としてこのお祭りの効果と意義を考えたときに今年度の開催についてどのような考えを持たれているのか、その辺、再質問とさせていただきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

お話を受けてから、元実行委員会の方々ともお話をさせていただいたところです。

そば祭りにつきましても、これまでのそば祭りとは別物ですけど、また別の方からも規模は小さくした形でそば祭りの的なものをやりたいというお話もありまして、またそれはこれまでの方とは全く違う方のお話でもありまして、まだ具体的なところまでは行っていないのが現状でございます。

ただ、一つ言えるのは、昨年現場を見ておりまして、同じやり方では同じああいふことが起こるといって本当にそばを食べられない方が大勢出る、車も止められないというような、あの場所を使う限り同じことが起こってしまう、それは必ず回避しなければならない問題ということでもありますので、場所の問題も含めまして、あのとおりすぐできるというものではないと考えております。

今はまだお答えしきれませんが、何らかの形でそば祭りというものを残していきたいとは考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議 長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○5 番（中川清美君）

ありません。

○議 長（小松正年君）

質問の途中ですけども、休憩をここで入れたいと思っております。

それでは、11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前 11 時 24 分

○議 長（小松正年君）

時間前ではありますけれども、休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。
それでは、3点目の一般質問をお願いいたします。

○5番（中川清美君）

それでは、町長の方に3点目の質問をさせていただきたいと思います。

高齢者世帯の特殊詐欺被害対策についてであります。毎年道内において特殊詐欺が枚挙にいとまがないぐらい発生、報道されています。

昨年度においては、若者による闇バイトとなるものも府県でも発生してきました。

さらに、詐欺以上に人命も奪われるような凶暴な事件も多発している現状であります。

昨年の道内での詐欺被害額は前年比54%減の約5億7,000万円で、本年1月末にはもう既に1億1,800万円となっております。

近隣市町においても高額な詐欺被害が昨年とこの2月にも発生しております。

高齢者がコツコツとためてきたお金が詐欺の手法によって一瞬にして取られてしまうことを思えば言葉を失う気持ちになると思います。

本町において被害情報は聞いておりませんが、表沙汰になっていないことも想定されれると思います。

今、私は町の防犯協会の会長を受けていまして、昨年滝川警察署において実践型防犯教室が開催され、町の関係職員2名とともに参加をしてきました。

その中で還付金詐欺、老人ホーム入居の名義貸しのトラブルの解決金などの架空請求詐欺などに対し、高齢者詐欺防止対策として最も有効な予防策は、録音機能付きの電話とのことでありました。浦臼町の高齢者住宅にはまだ普及されていないと考えます。

1度被害に遭うとお金の損失もありますが、詐欺に遭うことのショックも一生忘れられなくなり、楽しい老後の生活において、人への信用問題にも及ぶものと推察されます。

今録音機能付きの電話は1台1万円前後で購入できますので、ぜひ町の方で無償リースできないものか考えます。

未永く元気なうちは生まれ育った浦臼町で楽しい老後を送ってあげたく思い、私の一般質問といたします。

○議 長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

中川議員の3点目のご質問にお答えいたします。

特殊詐欺被害防止のため、防災無線による周知を随時実施しているところでございます。

また、防犯協会、滝川警察署と連携し、昨年10月にはJAピンネ浦臼支所前とローソン浦臼店前において街頭啓発活動の実施、また11月には高齢者世帯宅を訪問し、特殊詐欺被害防止のため啓発活動を実施したところでございます。

滝川警察署管内における被害状況でございますが、令和3年度6件、令和4年度1件、令和5年度は暫定値ではありますが2件となっております。

議員のご質問にあります録音機能付きの防犯対策電話につきましては、全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話かと思っておりますが、電話の着信時に相手方に警告音性を発する機能を有し、かつ通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有しているもの、もしくは迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否、またはランプ等で警告表示する機能を有するものとされています。

町民への貸与につきましては、安心・安全に暮らすために有効な手段と考えますので、導入に向け機器やその方法につきまして、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ありますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

導入に向け、前向きに検討していかれるということで、間違いなくやっていただけるものと私は理解するところでもありますし、昨年、滝川警察署において、実践型防犯教室に参加して、被害に遭ったときの電話の会話の録音を聞かせてもらったのですが、犯人のしゃべり方、口調、役場職員といいますか、公務員といいますか、本当にもう素晴らしい話し方で、絶対あれは信用してしまいますよ。

私は絶対そういうのにかからないのですと言いながら、ああいう説明をされると、やっぱりつつい引っかかってしまうのかなというのがわかるぐらい、もう巧妙で本当に軽快で素晴らしい。

本当に素晴らしいではないのですが、これに対応するにはやはり警察も言っていたように録音機能付きの電話だとか、そういうので防がなければならないというように一番の特効の対策ではないかなと思っております。

先日の道新でも、全国の警察とLINEと啓発チラシということで、今警察の方でもチラシも配っているところでもありますけれども、道警の方もNTT東日本と協力をいたしまして、電話機の画面に相手のナンバーディスプレイとあと非通知の着信を拒否するナンバーリクエストの利用料を無料にしたということも道新の方で書いてあります。

そういったところでも道警の方も民間のNTTとの契約をして、そういうような活動もしております。

それで、ナンバーディスプレイの電話がなければ、それもなかなかできないということでもありますので、しっかりこれは早急に進めていただきたいと思っております。

そこで、答弁の中に町民の貸与についてはしていくよということなのですが、防犯

協会の方としては、毎年70歳以上の高齢者世帯の巡回をして啓発活動もしてきているところなのですが、答弁を見ると町民への貸与ということではありますが、その条件というものがあれば、これから検討ということなのですが、そこら辺、高齢者世帯へ向けての貸与なのか、そのほかまた希望者がいればそこに貸与を検討していくのか、これから検討かと思いますが、そこら辺の貸与の幅というものが、ちょっとイメージがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

検討はすべてこれからになります。

ただ、イメージとしては若い世代の方は基本的には自己防衛だと思っております。

ただ、高齢者の方につきましては高齢者福祉の観点から対象にしていきたいという思いは今のところ持っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

まず、こういった町民に向けての被害防止、町がすぐ動くということについてはよその町村ではなかなかやれないことかなと。小さい町であるがゆえにしっかりとスピーディーに対応できるということで、本当にこれは中空知管内においても大きな波紋を投げる唯一の対策かなと思っておりますので、ぜひ早急に対応していただきたいと要望としまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小松正年君）

次に、発言順位4番、高田英利議員。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは、令和6年第1回定例会に当たりまして、町長に質問させていただきます。

まず、1点目として、新たな有害鳥獣対策ということで質問させていただきます。

これまでも有害鳥獣対策についてはいろいろと講じてきました。

近年、ヒグマが人間の居住地に出没する事案が多く発生するようになってきました。

近隣町村では毎日のようにヒグマの目撃情報が報じられており、地域住民が不安と恐怖を抱えながら生活をしている状況にあります。

浦臼町でも昨年は1頭のヒグマが駆除されたところですが、山間部の畑や農道には複数の足跡が確認をされています。

私たちはヒグマに遭遇しないように行動することは大切ではありますが、万が一遭遇した場合の対処方法等についてどのように行動することが有効なのか、私たちは考え

るべきではないでしょうか。

昨年6月には朱鞠内湖で人身事故も発生しており、人的被害の防止、さらには家畜などへの被害も想定されていることから対策が必要と考えます。

また、環境省はヒグマを指定管理鳥獣に認定するようです。国、道の動向とあわせて取り組みを検討するべきではないでしょうか。伺います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

現在、北海道ではヒグマの人里への出没抑制を目的とし、冬眠中や冬眠明けの個体を狙う春期管理捕獲を今年度から本格実施しております。

市町村や狩猟関係団体が道の許可を得て実施するもので、ハンターへの報酬や玉代などの経費を半額補助する制度となっております。

平成2年度に春クマ駆除が廃止されてから三十数年が経過していますが、当時から当町では春クマ駆除は実施されておらず、ノウハウがなくハンターの安全性も確保されていないことから、今回は春期管理捕獲の実施を見送っています。

今後とも猟友会と有効性や安全対策について協議し、次年度以降の対応を決めてまいりたいと考えます。

ヒグマに遭遇した場合の一般的な対処方法につきましては、既に確立しマニュアル化されていますので、時期を見て周知啓発に努めてまいります。

また、国では人的被害が多発しているクマを計画的に捕獲する指定管理鳥獣へ追加し、都道府県が捕獲計画を策定し、捕獲に対する報酬や経費、従事する人材の育成確保費用などを交付金で支援することとしています。

令和6年度中の運用開始を目指しており、国及び北海道の動向を注視しながら、制度運用を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

ただいまの答弁で、対処法につきましては既にマニュアル化されて確立されていると答弁をいただきました。

その周知につきましてはできるだけ早い時期にまた住民に周知をしていただきたいと思えます。

これから雪解けに向かいますし、クマが出没する可能性も十分増えてきますし、また冬眠していないクマも存在しているという報道もされておりますので、その辺の対応も含めまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、環境省の指定管理鳥獣の指定についてもあわせて取り組んでまいるといふ答

弁でございました。

これにつきましても、指定管理鳥獣に指定されると、研究だとか捕獲についても国の助成が得られるという内容でもあると聞いておりますので、その辺につきましてもあわせて取り組んでいただければありがたいと思います。

さらには、捕獲について何点かお伺いをしたいと思っております。

現在は捕獲につきましましては猟友会にお願いをして取り組んでいる状況にあると伺っております。

また、ハンターの養成につきましても町で助成をしながら希望者には補助金だとか何か手当てをしている状況と伺っておりますが、昨年の長野県の事故を受けまして、警察庁はハーフライフルの規制に乗り出したという報道もあります。

散弾銃の許可を受けてから10年をたたなければライフルの所持許可がないという厳しい条項を盛り込んだ改革をするということで、先日の閣議決定において提出をされ、今国会で決定をする見込みということでありますけれども、その中の特例として市町村、道が特に認めた場合についてはハーフライフルの所持を認めるという特例措置を設けて運用すると聞いております。

その中で、やはり町としても積極的にハンターがライフル、あるいはハーフライフルを所持して的確にクマやシカの猟を行えるように続けて認定をしていただきたい部分がありますのと、これは特例措置でありますので、また警察庁や国の方で事態が変われば、その特例措置は外すという事態もまた考えられますので、その辺につきましても十分国に要請をしていっていただきたいということでございます。

また、さらにハンターの養成に係る部分ということで以上だったのですが、また大型の箱わなについて町で所有しているのか、はたまた何か借りていたという話も伺いますので、その辺、クマ等を捕らえることができる大型の箱わなについての所有、または所有していないのであれば今後の所有の方向性について、所有するとすれば幾つぐらい所有するのか、それについてもあわせてお伺いをしたいと思いますし、さらにあわせまして、これは札幌市の話なのですが、ドローンを用いて熱感知カメラを搭載したドローンを飛ばして、その個体の確認だとか囲い込み猟に使ったり、あるいはやぶの中だとか物陰に隠れている鳥獣を熱感知カメラで確認をしながら猟に当たるとか、あるいは住民の避難に当たらせるという取り組みも行っているようです。

当町としても、やはりその辺につきましても検討に値するのではないかと思いますので、それらもあわせまして伺いたいと思います。

以上、ハンターの養成について、また大型の箱わな、そしてドローンの今後の取り組み、活用についてお伺いをいたします。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

まず、ハンターの養成につきましましては令和5年度についてもかなり免許の更新ですとかそこら辺もやっておりますし、ライフルの所持についても町長の権限で処理する

ということもやっておりますので、今後も引き継いでやっていきたいと考えております。

箱わなにつきましては、現在1基を所有してございます。昨年度につきましては2か所でクマの発生が確認されたので、1基は設置していたのですが、もう1基は足りなくて、近隣の月形町より1基、貸し付けをしていただいたという形になっております。

令和6年度については、予算でも計上しているのですが、箱わな1基を新しく購入するという事で予算計上をしております。

ドローンにつきましては、本当に役場内部でも実効性とかについて協議はしているのですが、ちょっと予算上の観点から導入に至っていないということになっておりますが、ドローンについては本当にこれから協議をしていかないといけないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○3番（高田英利君）

ありません。

○議長（小松正年君）

2点目の質問お願いいたします。

○3番（高田英利君）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

浦臼町DX推進方針の現状と今後ということで質問をさせていただきます。

令和2年、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」ということが示され、12月に自治体デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXということで推進計画として策定されました。

総務省の重点取組事項では、マイナンバーカードの普及促進・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、テレワークの推進等、幾つか掲げられています。

本町では、令和4年度に浦臼町DX推進方針が策定され、すいません、ここで私、間違っておりましたが、令和7年度までの4か年ということで訂正をお願いします。

令和7年度までの4か年でDX事業を推進すると掲げられています。

推進に当たっては、業務内容や業務プロセスの見直し、人材の育成・確保、予算の確保など多くの問題が考えられますが、現状の取組と今後のスケジュール及び取り組むべき目標を伺います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

高田議員の2点目のご質問にお答えいたします。

令和4年度に策定いたしました浦臼町DX推進方針につきましては、最高情報統括責任者を副町長といたしまして、国の定める6項目の重点取組事項、自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた3項目の取組、その他DXに係る5項目の取組を推進するものでございます。

国の定める重点取組事項の一つであります自治体情報システムの標準化におきましては、本町において標準化を要する情報システムとしては住民記録をはじめとした16システムでございます。

現在、標準化の令和7年度完全移行に向けての取組を進めているところであり、新年度におきましても標準化関連の予算を計上させていただいたところでございます。

自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組におきましては、デジタルデバイド対策といたしまして、昨年6月と7月に株式会社NTTドコモ様のご協力をいただき、スマートフォンの操作方法的講習会を開催したところであり、新年度におきましても予算計上させていただき、引き続き事業を継続する予定としております。

その他、DXに係る取組におきましては、4月以降に発行されます水道料金、下水道料金、休栓料の納付書につきましては、コンビニエンスストアでの納付やスマホアプリを活用したキャッシュレス決済による対応が可能となります。

また、一部の申請等における押印廃止に向けて業務改善に取り組んでいるところであり、今後議員の皆様にもご説明できるものと考えてございます。

議員がおっしゃるように人材育成や予算の確保、デジタルデバイドなど多くの課題はございますが、基本的には現方針に基づき自治体DXを推進し、行政サービスを受ける住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り行政サービスをさらに向上させることを目標といたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは、再質問させていただきます。

一口にDXといっても、なかなか理解しにくいというか、DXとは一体何ぞやという話からちょっとなるのですが、本来DXとはデジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をよりよいものにするという定義があるそうです。

既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすものという考え方から来ているということです。

一方で、自治体におけるDXとはデジタル化を進めた上で、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり住民サービスの質の向上を目指すということが本来の目的というところで、なかなかDX、DXという言葉だけが先行されて、ではDXとは一体何

であるかというところがいまいちつかみにくい部分なのかなと思って、私もいろいろ調べてまいりました。

同じような言葉でITという言葉があります。ITという部分につきましては、旧来のアナログ的な作業をデジタル化して便利にするということで、要は手作業を機械に任せると、そんなニュアンスなのかなと感じております。

要するに、ITとはDXの推進に向けた手法の一つだという認識のもとで取り進めているのかなと思います。

例えるのであれば、私たちが従事している農業がありますが、町長が推進しておられるスマート農業ということがありますが、スマート農業というのは農業DXに向けた一つの考え方と捉えることができるのかなと私の中で解釈しております。

要するに、デジタル化というのは作業工程の中の一つであり、ITが全てではなくて、DXという考え方のもとにデジタル化があると、ちょっとややこしいのですが、そういう概念のもとに取り進められていると私は理解しております。

今ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、いろいろサービスを進めていくということでございました。

総務省が示すDXが進まない理由としてということで幾つか上げられております。

一つは、自治体に根強く残るアナログ文化、そしてDXに対する理解不足、人材の不足だとかコミュニケーション不足とかいろいろ取り上げられておりますが、やはり先ほど町長も言われたデジタルデバインド解決に向けての一つ行っているのだというところでございます。

私もデジタルデバインドについてはいろいろ確認をして理解をしているつもりですが、デジタルデバインドについていま一度ご説明をいただければありがたいかなと思っております。

それと今国が掲げている七つの基本項目があります。それにつきましては全部読むとちょっと時間かかるのですが、フロントヤードの改革だとかシステムの標準化、共通化、公金収納におけるeLTAAXの活用、そしてマイナンバーカード、セキュリティー対策、自治体のAI、RPAの推進、そしてテレワークの推進と7項目上げられているのですが、今ほど町長の答弁の中には地方税の収納だとかあとシステムの共通化等についてはお答えがありました。

そのほかの部分については、今後どのような取り組みをしていくのか、また取り組んでいけないのか、その辺のお答えをいただきたいと思えますし、今のところそれで再質問とさせていただきます。

すいません、デジタルデバインドだと思うのですが、すいません、ちょっと調べてはきたのですが、デジタルデバインドとはデジタル化の恩恵を受けられる人とそうでない人の格差を意味すると。

要は、国は地理的な統制、制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指すために皆さんの公平なデジタル社会の実現を享受するために格差をなくすための目標と捉えているのですが、いかがでしょうか。

スマホ教室などもその対策の一つということで。

○議長（小松正年君）

いいですか、答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

ご質問にお答えいたします。

今ご指摘のとおり昨年NTTさんの方にご高齢の方、スマホ教室等実施してございます。

また、令和4年にも光回線ということで町内にも引いてございますので、ある程度デバイド対策としてはやっているかと思うのですが、すいません、なかなか答弁しづらくて申しわけないのですが、一応そういう形で答弁させていただきたいと思います。

すいません、よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

高田議員、どうですか、今の何か。

○3番（高田英利君）

すいません、国が掲げている7項目ほどがあるのですが、その中で公金収納だとか情報のシステム化の標準化、共通化については今取り組まれているという話を伺ったのですが、そのほかの項目については今後どうするのでしょうかという質問だったので。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

適切な答えになるかどうかわかりませんが、すべてを一度に進めるとなると、やはり財政的な問題も絡んできます。

何を優先するかという意味で、今お答えした内容のものから手をつけているところでございます。

今後につきましては、より公金収納の部分を充実させていくという方向性は今のところ持っておりますけれど、リモートワークですとか、その辺につきましては優先順位的には低いのかなと考えておりますので、順次取り進めてまいりたいと思います。

○議長（小松正年君）

再々質問をお願いします。ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

ありがとうございました。

それでは、関連があるというか、あわせてデジタル田園都市国家構想交付金というものがあります。それらについて今後どのようにして取り組むのか。

その中身につきましては、当然スマート農業への支援も推進されているのですが、田園都市国家構想交付金についての取組については今後どのような扱

いになるのでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの高田議員のご質問についてお答えさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想交付金の関係でございますが、使えるメニュー、使えないメニューとございますので、使えるものは使っていきたいと考えてはございますが、現在教育委員会の方で電子黒板の方の導入等を考えておりました、そちらが田園都市国家構想交付金の方で活用できるようであれば進めていきたいなど。直近ではそのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ありがとうございます。

これをもって、一般質問を終わります。

これよりお昼休憩としまして、再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時29分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（小松正年君）

日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案書5ページをお開きください。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部とともに令和6年3月1日に施行されるため、浦臼町手数料徴収条例（昭和51年浦臼町条例第4号）を専決処分によ

り改正いたしました。

次ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項、浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

令和6年1月29日

浦臼町長 川畑智昭

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料の1ページをお開きください。

なお、今回の改正は戸籍法の一部改正を踏まえた所要の規定の整備が主なものとなっておりますが、新たに開始される戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料について追加を行っておりますので、この追加した2点について説明いたします。

（12）の2では、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき400円と定めております。

資料2ページをお開きください。

（14）の2では、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を1件につき700円と定めております。

これらは行政手続において、戸籍や除籍の謄本の提出が必要な場合この電子証明書提供用識別符号を代わりに行政機関に提出することにより戸籍謄本等の添付が不要になるというものでございます。

この電子証明書提供用識別符号は16桁の数字が記載されており、申請先の行政機関にこの16桁の数字を提示することにより、戸籍や除籍の情報が取得できるようになるため、オンラインでの行政手続が可能になるという内容になっております。

議案書9ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上が、承認第1号についての説明でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(小松正年君)

日程第7、議案第2号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹(安田良弘君)

それでは、令和5年度浦臼町一般会計補正予算書をお手元にご用意お願いいたします。

議案第2号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,477万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,604万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

はじめに、第2表、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1、追加でございます。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務費、金額370万円でございます。デジタル社会形成整備法の整備に伴い、戸籍法並びに住民基本台帳法が改正されたことにより、戸籍に記載される振り仮名を戸籍附票に記載するため、社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用し、本補正予算に計上しておりますシステム改修につきまして、繰越事業として令和6年度に実施

するため設定するものでございます。

次に、事業名、印鑑登録・印鑑管理事務費、金額450万円でございます。戸籍附票同様に戸籍に記載される振り仮名を住民票及び印鑑登録台帳に記載するため、社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用し、本補正予算に計上しておりますシステム改修につきまして、繰越事業として令和6年度に実施するため設定するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、金額29万3,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの3月接種分に係る審査支払手数料を国保連合会に令和6年6月に支払いを実施すること、並びに接種データの副本登録システムの6回目及び7回目接種分のデータレイアウト改修につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用し、繰越事業として令和6年度に実施するため設定するものでございます。

次に、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費、金額15万6,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの3月接種分に係る委託料を令和6年6月に支払いを実施することに伴い、繰越事業として設定するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金、金額114万9,000円でございます。資材価格の高騰や暑熱による収量減のリスク対応として、当町におきましても花き、メロン及びトマト生産者に対し、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金を活用し、本補正予算に計上しております同補助金により支援したいことから、繰越事業として令和6年度に実施するため設定するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。9ページをお開きください。

1、追加でございます。令和5年度から令和10年度の期間で設定する事項と限度額につきましては、農業経営緊急支援資金利子補給費補助金、限度額150万1,000円でございます。設定開始年度より複数年度にわたり業務の履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

次に、令和5年度から令和6年度の期間で設定する事項と限度額について順次読み上げます。

行政センター等清掃業務委託料、限度額520万9,000円、公用車運行業務委託料、限度額148万9,000円、例規データベースシステム更新業務委託料、限度額392万2,000円、行政手続メンテナンス業務委託料、限度額39万6,000円、期日前選挙システム保守業務委託料、限度額10万1,000円、ホームページ保守業務委託料、限度額56万8,000円、ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額189万8,000円、セキュリティークラウド保守業務委託料、限度額46万3,000円、戸籍電算システム保守業務委託料、限度額13万5,000円、番号制度関連保守業務委託料、限度額220万円、全国町・字ファイル保守委託料、限度額14万3,000円、行政手続オンライン化関連保守業務委託料、限度額95万円、住民基本台帳ネットワーク保守業務委託料、限度額42万2,000円、地理

情報システム保守業務委託料、限度額70万円。

続きまして、10ページをお開きください。

ごみ収集運搬業務委託料、限度額1,709万6,000円、一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額316万5,000円、町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額14万6,000円、町立診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1,000円、町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務委託料、限度額124万1,000円、減量化施設管理業務委託料、限度額203万6,000円、鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1,384万9,000円、浦臼町自然休養村センターに係る指定管理料、限度額、基本協定書または年度協定書で定める額、町道等維持補修業務委託料、限度額2,143万9,000円、J-ALERT受信機保守業務委託料、限度額10万2,000円、防災行政無線保守点検業務委託料、限度額58万1,000円、外国語指導助手業務委託料、限度額553万3,000円、学校情報機器保守業務委託料、限度額462万円、小荷物専用昇降機定期点検業務委託料、限度額26万4,000円、以上、28の事項でございます。

これらの業務につきましては、令和6年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

次に、第4表、地方債の補正についてご説明いたします。11ページをお開きください。

1、追加でございます。起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、限度額5,650万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうちいわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものであります。

次に、2、変更でございます。起債の目的、多世代交流施設等建設事業、限度額4億5,330万円を4億5,610万円に変更するものでございます。備品購入費において起債対象となる事業費を追加するものでございます。

今回の地方債の補正における起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、両起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法でございますが、政府資金につきましてはその融資条件によるものとし、銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものによる、とするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。飛びまして26ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 款議会費、1 項 1 目議会費、補正額 6 2 万 8, 0 0 0 円の減でございます。3 節職員手当等におきまして、議員改選に伴い期末手当の支給額が減額されたことによるものでございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額 1, 5 0 3 万 2, 0 0 0 円の減でございます。1 節報酬におきまして、会計年度任用職員の任用減により減額するとともに、4 節共済費におきましても報酬の減額に伴い生ずる負担金を不用額として減額するものでございます。

2 目財政管理費、補正額 1 億 2, 7 5 9 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。2 4 節積立金におきまして、過疎地域自立促進特別事業基金へ 4, 1 0 0 万円、公共施設建設基金へ 7, 0 0 0 万円、減債基金へ 6, 7 0 0 万円を追加するとともに、ふるさと納税の決算見込み額によりますふるさと浦臼応援基金への積立額 5, 0 0 0 万円の減額を計上するものでございます。

3 目企画費、補正額 3 7 8 万 1, 0 0 0 円の減でございます。地域おこし協力隊事業未執行のほか、1 8 節負担金補助及び交付金におきまして定住促進住宅取得応援助成金及び町民まちづくり活動応援補助金の減でございます。

2 8 ページをお開きください。

7 目生活交通対策費、補正額 8 6 9 万 2, 0 0 0 円の減でございます。1 2 節委託料におきまして、J R 軌道等の撤去工事に係る資料作成業務並びに町営バス運行業務の執行残を減額し、令和 6 年 4 月 1 日より運行予定の奈井江駅発浦臼駅着となる 2 便への対応として、車内アナウンスデータ作成業務を追加計上、1 7 節備品購入費におきましては、町営バス浦臼滝川線車両更新の契約残を減額、1 8 節負担金補助及び交付金におきまして、タクシー等乗車負担金、乗合タクシー運行事業補助金及び一般営業タクシー運行業務助成金につきまして、決算見込みに基づき減額するものでございます。

8 目諸費、補正額 3, 8 4 2 万 7, 0 0 0 円の減でございます。7 節報償費におきまして、ふるさと納税記念品、いわゆる返礼品に係る不用額を減額するとともに、1 1 節役務費におきまして、ふるさと納税事業に係る口座振替手数料等を減額するものでございます。なお 2 月末現在の申し込み件数は 2, 1 7 2 件となっており、昨年度の申し込み件数より 4 2 0 件の減となっております。

2 項 1 目職員給与費、補正額 3, 8 7 9 万 3, 0 0 0 円の減でございます。2 節給料におきまして、特別職に係る独自削減実施分の減額、一般職の退職等に伴う不用額をそれぞれ減額するとともに、4 節共済費につきましては給料の減額に伴い生ずる各組合への負担金を不用額として減額するものでございます。

3 項 2 目賦課徴収費、補正額 8 9 万 7, 0 0 0 円の減でございます。1 2 節委託料におきまして、軽 J N K S 連携業務委託を処理の内製化により減額するものでございます。

4 項 1 目戸籍住民基本台帳費、3 0 ページをお開きください。補正額 8 5 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。1 2 節委託料におきまして、システム改修業務委託等の完了に伴い執行残を減額し、繰越明許費補正におきましてご説明をいたしました住民

票及び戸籍附票に振り仮名を記載する改修業務委託を計上するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額204万円の減でございます。19節扶助費におきまして、福祉灯油の給付見込みに応じて執行残を減額し、32ページをお開きください、27節操出金におきまして、国民健康保険特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

5目障害者福祉費、補正額753万3,000円の減でございます。12節委託料、18節負担金補助及び交付金及び19節扶助費におきまして、給付費減により減額するものでございます。なお地域活動支援センター負担金のみ当町の利用者数に変更はございませんが、他の自治体の利用者数の減により負担割合に変動があり、追加計上するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、補正額680万円の減でございます。12節委託料におきまして、利用見込み児童数の減に伴う減額、18節負担金補助及び交付金におきまして、待機児童に対し支出の子育て支援保育料等助成金の対象者減に伴う減額でございます。

5目児童福祉施設費、補正額600万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金及び認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付費の決算見込みに基づき精査し、運営助成金につきましては減額、施設型給付費は追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額1,160万8,000円の減でございます。34ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金におきまして、介護予防・地域生活支援総合事業費負担金につきましては、サービス利用者数の見込み精査に伴い減額するものでございます。また空知中部広域連合負担金につきましては、介護保険事業における介護保険給付費減に伴い減額するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額194万1,000円の減でございます。27節操出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額886万9,000円の減でございます。7節報償費におきましては、認知症健診事業の執行残の減額でございます。12節委託料におきまして、各種健診に係る受診者の減や任意接種等をはじめとする予防接種者の減に伴い不用額をそれぞれ減額するものでございます。

22節償還金利子及び割引料におきましては、令和4年度受入れ済みの国庫補助金の一部について、確定額に合わせて歳出予算より返還するものでございます。

36ページをお開きください。

2項1目塵芥処理費、補正額137万1,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、収集車の修繕及び収集運搬に係る燃料費の増に伴い追加計上するものでございます。

2目し尿処理費、補正額211万5,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽の設置申請がなかったため減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額1,116万7,000円の減でございます。7節報償費、8節旅費、10節需用費、38ページをお開きください。12節委託料におきまして、地域おこし協力隊として1名の採用にしか至らなかったことから、それぞれ関連予算を減額するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、にんにく産地化支援事業及び地域再生協議会活動事業につきましては、事業実績見込みに伴い減額、新規就農定着支援助成金及び住宅借上料補助金につきましては、対象者がいなかったため減額、経営継承・発展支援事業補助金につきましては不採択になったことに伴い減額するものでございます。なお、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金につきましては、繰越明許費補正におきましてご説明いたしました資材価格の高騰や暑熱による種苗減のリスク対応として、農業次世代人材投資資金交付金につきましては令和6年度上期前倒し分として、それぞれ新規計上するものでございます。

8目水利施設管理費、補正額788万5,000円の減でございます。10節需用費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料におきまして、執行見込みに基づく精査による不用額の減となっております。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額955万1,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、中小企業振興助成金につきましては助成実績に伴う減額、企業立地促進事業助成金につきましては申請実績がなかったことに伴う減額でございます。

40ページをお開きください。

2目観光費、補正額608万4,000円の減でございます。7節報償費におきましてイベント等の事業実績に伴い減額、12節委託料におきましてPR事業実施業務委託料の事業実績に伴い減額、18節負担金補助及び交付金におきまして地域おこし協力隊事業の実績に伴い住宅借上料及び活動費の両補助金を減額するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額1,462万6,000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、道路補修工事に係る執行残を減額するものでございます。山25号線の排水方法変更に伴う減額が主な要因でございます。

3目橋梁維持費、補正額587万8,000円の減でございます。12節委託料におきまして、第1樺戸橋補修調査設計業務委託ほか3業務委託に係る執行残を減額するものでございます。14節工事請負費におきましても執行残を減額するものでございます。

4目除雪対策費、補正額5,105万6,000円の減でございます。17節備品購入費におきまして、雪寒機械車両の購入額が確定したことに伴い減額するものでございます。なお要望におきましては歩道用ロータリー除雪専用車とタイヤショベルの2台購入としておりましたが、歩道用ロータリー除雪専用車のみの購入といたしましたことが減額の要因でございます。

2項2目河川維持費、補正額2,611万7,000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、支浦臼内川張芝工事の執行残とトレシップタウシナイ川河

床整備工事の未執行分を減額するものでございます。

42ページをお開きください。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額151万2,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金、学校給食費助成金及び学校職員町内居住奨励金につきまして、執行見込み及び実績に基づき精査の上それぞれ減額するものでございます。

44ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費、補正額128万2,000円の減でございます。主な減額要因といたしましては、12節委託料におきまして、今年度は文化庁による芸術鑑賞体験支援事業に基づく無料による鑑賞を行えたことによる児童・生徒芸術鑑賞委託料の皆減、13節使用料及び賃借料におきまして福祉バス利用によりバス借上料の皆減、18節負担金補助及び交付金におきまして申請がなかったことにより開拓の碑及び史跡標柱助成金の皆減によるものでございます。

歳出合計1億6,477万5,000円の減でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。ページが飛びまして申しわけございません、12ページをお開きください。

1款町税、1項1目町民税個人分、補正額486万7,000円の追加でございます。均等割につきましては賦課実績におきまして納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましては予算計上時見込み収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

2目町民税法人分、補正額404万5,000円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割の追加が主な要因でございます。

2項1目固定資産税、補正額814万7,000円の追加でございます。事業用資産が増となったことが主な追加要因でございます。

3項1目軽自動車税、補正額143万5,000円の追加でございます。登録後13年経過の車両に課されます重課税率分の増が主な増加要因でございます。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税及び3款利子割交付金、1項1目利子割交付金につきましては、3月交付分の交付見込み額を考慮し減額するものでございます。

7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金、補正額900万円の減でございます。今年度の交付見込みを考慮し減額するものでございます。

14ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額1,424万7,000円の減でございます。こちらは執行見込み実績に基づき減額するものでございます。

13款使用料及び手数料、1項4目土木使用料、補正額81万5,000円の減でございます。2節住宅使用料におきまして、入居者数の減に伴い減額となったことが主な要因でございます。

16ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、補正額258万3,000円の追加でございます。1節社会福祉費負担金におきまして、障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児施設措置費に係る給付費が減額となったことから、国庫負担分390万5,000円を減額するとともに、道費負担金分につきましても同様の理由により後段の15款道支出金にて補正計上するものでございます。

2節児童福祉費負担金におきましては、認定こども園の在園児童数の増等に伴い施設型給付費が増額となることから、国庫負担分696万7,000円を追加計上するものでございます。

2項2目衛生費国庫補助金、補正額178万5,000円の追加でございます。1節保健衛生費補助金におきまして、昨年9月から12月分の交付額確定に伴い新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきまして229万4,000円を追加計上することが主な要因でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額691万7,000円の減でございます。1節道路橋梁費補助金におきまして、雪寒機械購入事業等の交付額の確定に伴い減額するものでございます。

6目総務費国庫補助金、補正額784万6,000円の追加でございます。1節総務管理費補助金におきまして、社会保障・税番号システム整備費補助金として788万3,000円を計上するものでございますが、繰越明許費補正並びに歳出にてご説明いたしました住民票及び戸籍附票に振り仮名を記載する改修に係るものでございます。

18ページをお開きください。

15款道支出金、2項1目総務費道補助金、補正額728万9,000円の追加でございます。1節総務管理費補助金におきまして、地域づくり総合交付金として防災備蓄品等の購入、にんにく生産機械整備事業に係る補助見込み額を新規計上するものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額48万4,000円の追加でございます。各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査でございます。そのうち農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金につきましては、揚水機場の省エネ対策に係る補助金として、また施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金につきましては、繰越明許費補正並びに歳出にてご説明いたしました補助金として新規計上するものでございます。

5目商工費道補助金、補正額3,700万円の追加でございます。1節商工費補助金におきまして、地域づくり総合交付金として街路灯LED化事業及び鶴沼公園内施設改修工事に係る補助見込み額を新規計上するものでございます。

20ページをお開きください。

17款寄付金、1項2目ふるさと応援寄付金、補正額5,520万円の減でございます。ふるさと応援寄付金につきましては、申し込み件数の減に伴い減額するものでございます。企業版ふるさと納税寄付金につきましては、執行実績に基づき計上する

ものでございます。

22ページをお開きください。

20款町債、1項2目総務債、補正額5,720万円の追加でございます。本補正予算において追加または変更いたします地方債、過疎地域持続的発展特別事業及び多世代交流施設等建設事業の計上、1節生活交通対策事業債につきましては、町営バス浦臼滝川線の車両更新事業費の確定に伴い起債額を減額するものでございます。

5目土木債、補正額9,890万円の減でございます。雪寒機械購入事業、橋梁長寿命化事業、山25号線道路改良舗装事業及び緊急自然災害防止対策事業に係る事業費の確定に伴いそれぞれ起債額を精査するものでございます。

24ページをお開きください。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1億492万5,000円の減でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰戻し6,832万5,000円、街路灯維持に関する事業費の確定に伴う基金への繰戻し40万円、次年度以降の公債費繰上償還対応に伴う減債基金への繰戻し6,270万円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金への繰戻し6,420万円、札沼線代替交通関連事業費の確定に伴う基金への繰戻し1,140万円、また、ひばり団地建設事業への充実に伴う公共施設建設基金へ1億円、森林環境譲与税基金への210万円の繰出しをそれぞれ計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額1億6,477万5,000円の減でございます。

以上が、議案第2号 令和5年度浦臼町一般会計補正(第9号)の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。
静川議員。

○6番(静川広巳君)

ページ数で言えば28ページの生活交通対策における負担金補助及び交付金なのですが、タクシー等乗車負担金の388万4,000円という減なのですが、これは本来の75歳以上のタクシーチケットみたいな、あの関係での減と思った方がいいのでしょうか。

もしそうであれば、これだけの減ということはタクシーチケットなりタクシーに乗っていないという意味で考えていいのでしょうか。

○議長(小松正年君)

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

静川議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘ありましたとおり、タクシーチケットの助成の関係でございます。

予算額につきましては880万6,000円ということで、対象者669名となっ

てございます。

交付対象者につきましては476名、免許返納の方につきましては18名ということで、対象者に対しまして交付する方が少ないということで、一応交付見込み800万円で見込んではいるのですけれども、それも減ったということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

歳入歳出のところ両方とも共通するのですけれども、雪寒機械の購入なのですけれども、これは当初予定していた機械はなくてもこの後、除雪等に関しては支障がないということで削除されたのでしょうか。

○議長（小松正年君）

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

ただいまの質問にお答えいたします。

雪寒機械、当初、歩道用のロータリーと除雪のホイールローダーショベルを2台予定していたのですけれども、補助金の率の関係で補助率、2台買っても1台買っても、基本補助が変わらないということでちょっとでも有利に作用するように1台ショベルを取りやめて、歩道用ロータリー1台にしたわけなのですけれども、実際はやめた機械については新年度で一応購入するべく動いておりますので、除雪体制には支障がないものと考えております。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

33ページ、認定こども園の関係のところでご質問したいと思うのですけれども、児童福祉施設費で認定こども園運営助成金が700万円減額になって、施設型給付費が1,300万円増加についてちょっと説明受けたいのですけれども、助成金については、運営助成金は固定されているものだと思っていたものですから、毎年このように変動があるのかどうか。それから施設型給付費、先ほど国庫支出金の方が、児童が増えたので国からの交付金も増えているという説明があったのですけれども、今運営的にはもう満員の状態で運営されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園の助成金に関しましては、定額ということではございません。

施設型給付費につきましても、お子さんの人数によってですとか、公定価格費によって変わりますので、その額が変動するということになります。

今回の助成金につきましては、法人さんの方とお話させていただきまして、決算見込みを出していただいて、それでこの700万円を減額しているということになります。

現在の定員は45名ということで、現在は定員がいっぱいということになってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

今の答弁でちょっともう一回お聞きしたいのですが、揺籃会との協議の中で700万円って結構大きな数字だと思うのですが、どういう理由をもってこのような減額になるのですか。

○議長（小松正年君）

城宝主幹。

○福祉課主幹（城宝睦己君）

ただいまの質問にお答えいたします。

補正予算書のとおり施設型給付費が追加計上となっております。認定こども園の運営の大きな収入であります施設型給付費の伸び、それから職員の入れ替わりによる1人当たりの給与額の減、これに伴いまして当初予算で計上していた額より補てん額が少なくなったという内容となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

歳入の方で、町債の中で教育費の教育債の方で、町立学校のエアコンの新設事業の整備事業の町債が減になっているのですが、恐らくかなり先がもう見えたという状況の中での町債の減なのかなという気がしますが、現在どのような状況になっているのでしょうか。

工事の状況と聞いた方がいいのか、それとも今全体的なこのエアコンの整備事業に関してどんな状況なのか。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、教育事業債につきましては、この金額が過疎債の方に移動したということになっております。

事業の進捗状況につきましては、小中学校ともにエアコンの設置は大体終わっております。今室外機も付しまして、細かいところの作業が残っているという状況になっております。今月の中旬にはすべて終わるような予定で進んでおります。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

37ページですね、塵芥処理費のところ、ごみ収集運搬業務委託料で150万円計上されておられるわけなのですが、これは修理費でよかったのですか、確認をお願いします。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの委託費につきましては、車両の修繕費用と燃料費の追加分となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

中川議員。

○5番（中川清美君）

修理費なのですが、ことし故障してまたしばらく代替車で使っていたわけなのですが、おととしぐらいでしたか、故障し、そして今この現状において、今度いざとなったときに車両を入れるかといったときにそう簡単には入ってこない状況なのですが、いろんなことを考えたときに、そろそろ更新の方も視野に入れてはできないものかお尋ねします。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

所管としては、車両の入替えについて予算要望しているところでして、あとは財政サイドというか、理事者の判断といったところで考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

43ページの事務局費の中の高等学校通学等支援助成金68万1,000円減とありますが、この主な理由はいかがでしょう。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

当初見込んでいた数字、通学方法が変わったりとか、一人一人の金額が下がったりしたところがありましての減額となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

今のところで高校生の数は大体わかって、予算立てられると思うのですが、この金額、今局長の方から説明はあったのですが、よくよくお母さんたちの話を聞きますと、なかなか定期とかも買いづらいので助成金を使いづらいという声も聞くのですが、その辺はあまり聞いたことございませんか。

というのは、やっぱり高校に通うと部活等に入ると、朝はバスで行くけれど帰りは奈井江町の方に汽車に行ってしまうとかということで、1カ月とかまとまった定期がなかなか買いづらいという声があるのですが、それに合わせた何か助成の仕方とはあるのかなということはどうでしょう。あまり聞きませんか。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

今回の補正とちょっとあれかと思うのですが、制度の中身のことにつきましては、現状、保護者の方からそういうお声をいただいているかということ、特に委員会の方にはありませんが、そういうお声があればもうちょっと使いやすいように見直すということは可能かと思えます。

確かに、行くときと帰りで交通手段が違ふとか、あと送り迎えをしなければならないというところも理解はしておりますので、今後制度の見直しが必要であれば見直ししていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

37ページの農業振興費の中で、報償費で農業体験活動謝礼ということで218万6,000円が減額ということになっておりますが、この農業体験活動謝礼というのはどういう意味合いの謝礼でしたでしょうか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

地域おこし協力隊などでインターンとかで入ってきたときに、農業指導をしている

方に謝礼を支払うといった形で計上した金額でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

5年度については対象になる活動がなかったということなのですか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

今年度も対象者が何名かいまして、その残額でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

確認的なこともあるものですから、ちょっとお伺いしたいのですけれども。新年度予算にもちょっと関連するかもしれないのですけれども、今のもいわゆる新規就農で浦臼町に来たいとした場合は、本町は地域おこし協力隊の中で新規就農を含めた募集をしているのかな。

以前、町に新規就農で来た方については、国から農林省の予算の中で、新規就農で入ったら年間、たしか150万円ぐらいでしょうかね、それで入って、ただあれは研修終わって5年間は農業を持続しなければならない、やらなければ全額返還だったのかな、そういうひも付き的なものもあったのですけれど。本町の場合、この新規就農、今回1人いなかったということで、委託料が減額にもなっているのですけれど、今回は2人募集してということなので、何か内容がよくわからないのだけれども、募集が何人で、何人がいなくてこの減額になったのか、そして国の補助の方は今回浦臼町としては取り組んでいないのかどうか。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の減額につきましては、2名1組といいますか、2人の新規就農者が来る予定で予算取りをしております。

農業体験をしていただいて、その方が浦臼町に新規就農するとなれば、うちの方で地域おこし協力隊として委託契約をするという形で予算取りをしておりました。

今年度につきましては、残念ながら新規就農されないということで今年度分を減額するという形となります。予算については以上です。

国の事業についてなのですが、経営開始型と準備型というのがあるのですけれども、これにつきましては先ほど申しましたとおり農業を途中でリタイアされたときに補助金の返還というのがありますので、浦臼町としては地域おこし協力隊として新規

就農者を募集する方向で進めております。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

確か、本町の場合は募集するときに夫婦ですよね。だから、その地域おこし協力隊としてやったときに、夫婦2人とも地域おこし協力隊という採用になるのかどうか、その点。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

1名ずつ委託契約という形で契約いたします。1人ずつということです。夫婦2人来たら1人ずつ、2人とも契約いたします。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第3号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案第3号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ182万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,679万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございますので、主なもののみ説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費116万2,000円の減額でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費3万9,000円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金27万5,000円の減額でございます。

4 款保健医療費、1 項1 目特定健診事業費34万6,000円の減額でございます。歳出合計182万2,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

1 款1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税1,825万9,000円の減額でございます。算定基礎となる所得額が減少したことによる減でございます。

2 目退職者被保険者国民健康保険税8万3,000円の追加でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金4万2,000円の減額でございます。

3 款1 項1 目繰越金1,327万5,000円の追加でございます。

4 款諸収入、2 項3 目雑入397万9,000円の追加でございます。令和4年度の空知中部広域連合分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金186万4,000円の減額でございます。分賦金確定に伴う減額でございます。

2 項1 目基金繰入金100万6,000円の追加でございます。決算見込みに対する財政調整に伴い財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ182万2,000円の減額となっております。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和5年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第4号

○議 長（小松正年君）

日程第9、議案第4号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案第4号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ128万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,506万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9万6,000円の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金119万1,000円の減額でございます。

歳出合計128万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料57万3,000円の減額でございます。

2目普通徴収保険料3万円の減額でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金194万1,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金125万7,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ128万7,000円の減額でございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和5年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。再開時間を14時50分といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時48分

○議長（小松正年君）

全員おそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第5号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第5号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第5号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町職員の育児休業等に関する条例（平成4年浦臼町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴いまして、条例の文言修正が必要となりましたので、改正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

はじめに、条例第7条第2項の規定では、改正前であります「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削るものでございます。

次に、条例第8条の規定では、改正前「（会計年度任用職員を除く。）」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」に改めるものでございます。

議案書の11ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第5号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第5号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第6号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第6号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について。

浦臼町営バス運行条例（令和4年浦臼町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和6年4月1日から株式会社美唄自動車学校が運行しております浦臼砂川線の19時台及び20時台のバスを浦臼町営バスとして運行することに伴いまして、条例の改正を行うこと。また、浦臼駅停留所を令和6年5月に開設いたします多世代交流施設えみるに移設することに伴いまして、浦臼滝川線の起点及び浦臼砂川線の終点を変更するため条例改正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料の5ページをお開き願います。

はじめに、運行路線につきましては、改正前、条例第2条の規定を、改正後、条例第2条では浦臼砂川線を追加することに伴いまして、第1号では「浦臼滝川線起点 浦臼駅 浦臼町字ウラウスナイ183番地の466 終点 滝川駅前 滝川市栄町3丁目11番1号延長 19.7km」でございます。

次に、第2号でございますが、「浦臼砂川線起点 奈井江駅 空知郡奈井江町字奈井江町243番地の63 終点 浦臼駅 浦臼町字ウラウスナイ183番地の466 延長 12.2km」を追加しまして、第2条を改めるものでございます。

次に、条例第7条の規定では、料金の支払いについてでございますが、改正後の条例第7条第2項に、「第2条第2号の路線に限り、株式会社美唄自動車学校が発行する浦臼砂川線の回数券及び定期券を使用することができる。」を加えるものでございます。

また、別表第1でございますが、路線名、浦臼砂川線、区間、奈井江町内から浦臼町内、料金200円を加えるものでございます。

続きまして、条例第2条についてご説明を申し上げますので、次のページをお開き願います。

条例第2条第1号の規定でございます浦臼滝川線、改正前「浦臼駅 浦臼町字ウラウスナイ183番地の466」を改正後「えみる 浦臼町字ウラウスナイ183番地

の494」に改めるものでございます。

次に、第2号でございますが、浦臼砂川線、改正前「浦臼駅 浦臼町字ウラウスナイ183番地の466」を改正後「えみる 浦臼町字ウラウスナイ183番地の494」に改めるものでございます。

議案書の13ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和6年5月2日から施行するものでございます。

以上が、議案第6号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

今回の第1条と第2条ということで、改正されることに書いてあるのですが、これは第2条の方は、えみるとなっているのですが、第1条の方は改正した後も浦臼駅と表記されているというのは、これは浦臼駅でいいのですか。もうなくなるから、えみるにした方がいいとかというのは、どうなのでしょう。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

第1条は6年の5月1日までが浦臼駅となっております。5月2日からえみるということで、その第1条については5月1日まで生きるということでご理解願いたいのです。2日からは新しい場所が変わるということで、2条立てで条例を改正していますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

この運行の行程なのですが、何か以前聞いたことがあるのですが、これは運輸省の方から許可をいただいて、行程を決めているというのを聞いた覚えがあるのですが、勝手に乗り場所を変更するのは可能なのですか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

昨年10月ぐらいかと思うのですが、たしか全員協議会のお話だと思うの

ですけれども、令和6年4月から運転手の働き方改革としまして美唄自動車学校の路線バスも運行時間が短くなりまして、事業者さんの方から19時台、20時台の運行ができないという話がありまして、その後議会の方にご説明して、19時台、20時台につきましては町営バスの方で運行するということでご説明したかと思えます。

その関係で、その後、1月に入りましたら運輸局、空知総合振興局、あと交通事業者団体の地域公共交通会議を開催いたしまして、いろいろな内容を説明して、このような形で運行の許可をもらって今回条例の上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第7号 浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第7号 浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定について。

浦臼町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定めまして、町、町民等及び事業者等の責務を明確にし、支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が

受けた被害の早期回復、または軽減を図り、安心して暮らすことができることを目的として、当条例を制定するものでございます。

内容をご説明いたしますので、次のページをお開き願います。15ページになります。

まず、第1条でございますが、目的では、当条例が規定いたします内容と制定の目的について明記してございます。

第2条、定義では、当条例が規定いたします用語の意義を定めているものでございます。

第3条、基本理念では、犯罪被害者等基本法を踏まえて、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本理念となる考えを定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条、町の責務では、犯罪被害者等の支援における町の責務について定めるものでございます。

第5条、町民等の責務では、犯罪被害者等の支援に係る町民等の役割を定めるものでございます。

第6条、事業者の責務では、犯罪被害者等の支援に係る事業者等の役割を定めるものでございます。

第7条、相談及び情報の提供等では、犯罪被害者等の支援に係る総合窓口を所管する課の設置について定めてございまして、これにつきましては、総合的窓口は総務課となっております。

第8条、見舞金の支給では、見舞金の額を定めているところでございます。

次のページをお開き願います。

第9条、日常生活の支援では、町が必要な支援を行うことを定めてございます。

第10条、居住の安定では、住宅の確保等に係る町の支援について定めてございまして、第11条、安全の確保では、犯罪被害者等の安全を確保するための必要な措置について定めてございます。

第12条、町民等及び事業者の理解の増進では、町の犯罪被害者支援に係ります町民等及び事業者の理解の増進を図ることについて定めてございます。

第13条、意見等の反映では、当条例の犯罪被害者等に係る施策の策定過程において、犯罪被害者等の意見を反映させることについて定めてございます。

第14条、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合では、当条例の犯罪被害者等の支援を行わない場合について定めてございます。

第15条、委任では、当条例に定めている事項のほかに施行に必要な事項は規則で定めることとしてございます。

附則、施行期日でございますが、1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、2項、第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡または傷害について適用するものでございます。

以上が、議案第7号 浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます
以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

犯罪における被害者などは、いろんなところで見ていると、かなり人間という部分もあって、心のケアなりそういった部分が大きく関わるのではないかなと思うのですが、そういった部分でのカウンセリングとか心のケアの問題とかそういう部分をなかなか一つの町が抱えるというのは、私は難しいなという気はするのですが、そういった部分は広域的にやられるという考え方でのことなのか、それともそれはまた別という部分で支援していくということなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

今言ったカウンセリングの件につきましては、ちょっとこの条例には入ってはいないので、これから滝川警察署管内でも条例の上程がされて、多分広域化するのかなと思いますので、それにつきましてはちょっと私たちの方からそういうのは共同でできるかどうかということ投げかけたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第7号 浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（小松正年君）

日程第13、議案第8号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

議案第8号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年浦臼町条例第29号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布による今後の健康保険証のマイナンバーカードへの一本化に備え、医療費助成事業の受給資格等の審査における手続きの簡素化を図るため、法律に基づく個人番号を利用した情報連携が行えるよう、関係条文を整備するためでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料7ページをお開きください。

なお、今回の改正は、番号法の一部改正を踏まえた所要の規定の整備及び健康保険証がマイナンバーカードに一本化となった場合に必要な個人番号の独自利用について定めるものでございます。

資料8ページをお開きください。

第1表を新たに追加しております。左の欄に事務の実施主体を、右の欄に個人番号を利用できる事務を定めております。

1では重度心身障がい者の医療費の助成について、2ではひとり親家庭等の医療費の助成について、3では乳幼児、児童及び生徒等の医療費の助成について、それぞれの事務で個人番号を独自利用できるよう定めております。

第2表も追加でございます。左の欄の実施主体が、真ん中の欄の事務を行う場合には、右の欄に定める同一の機関内で保有されている他の事務の特定個人情報を利用することができることについて定めております。定めている事業は第1表と同じ三つの事業について定めております。

議案の21ページにお戻りください。

附則、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

以上が、議案第８号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第８号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第８号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定しました。

◎日程第１４ 議案第９号

○議長（小松正年君）

日程第１４、議案第９号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

２２ページをお開き願います。

議案第９号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年浦臼町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

令和６年３月５日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、今般、内閣府令第８６号において国の特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部改正が行われたことから、本条例の所要の改正をするものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の10ページをお開き願います。

掲示について規定しております第23条については、重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないという内容に改正いたします。

次に、電磁的記録等について規定しております第53条第2項第2号については、電磁ディスク、CD-ROM、その他、これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図ることとするものでございます。

議案23ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上が、議案第9号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第9号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（小松正年君）

日程第15、議案第10号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書24ページをお開きください。

議案第10号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、当該施設の改修計画等に即した指定管理期間を設定できるように改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、別冊参考資料11ページをお開き願います。

第5条本文中「10年間」を「10年以内」に改めるものでございます。

議案書25ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第10号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第10号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定しました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（小松正年君）

日程第16、議案第11号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第11号 町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の町道の路線を変更する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、今回提案しております路線名、北1線、樺戸台地線の2路線につきましては、過去に農業予算において道路を整備したことから農道としておりましたが、橋梁や道路附帯施設の適正な維持管理の観点から、今後町道として管理するため今回提案させていただくものでございます。

内容について説明いたします。

路線番号41、路線名、北1線、新たな起終点としまして、起点、樺戸郡浦臼町字晩生内228番地の387、終点、樺戸郡浦臼町字晩生内232番地の322でございます。

主な経過地としまして、町道宮下線、国道275号線、町道中央線でございます。

次に、路線番号77、路線名、樺戸台地線、新たな起終点としまして、起点、樺戸郡浦臼町572番地の65、終点、樺戸郡浦臼町字オサツナイ316番地の89でございます。

主な経過地としましては、月形町境、町道浦臼沢線、新十津川町境でございます。

次のページに変更区間を全町図に落とし込んであり、赤の点線部分が今回の区域を変更する区間でございますので、ご高覧願います。

以上が、議案第11号 町道路線の変更についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第11号 町道路線の変更については原案のとおり決定しました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（小松正年君）

日程第17、議案第12号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第12号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の町道の路線を認定する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、維持管理や除雪等、既に町道並みの管理をしている路線について、今回新たに認定するものでございます。

内容について説明いたします。

路線番号53、路線名、中津沿岸線、区間は樺戸郡浦臼町字晩生内232番地の22から樺戸郡浦臼町字浦臼内177番地の376までの区間で、重要な経過地としまして、町道北1線、中津線でございます。

以下、路線番号116、さくら通線、樺戸郡浦臼町浦臼内182番地の2から同じく樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の2までの区間で、重要な経過地は町道大行寺線、山8号線でございます。

次に、路線番号117、ふれあい通1線、樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の406から樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の166までの区間で、重要な経過地は町道北6丁目線、裏通線でございます。

次に、路線番号118、ふれあい通2線、樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の406から樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の166までの区間で、重要な経過地は町道北6丁目線、裏通線でございます。

次に、路線番号119、ふれあい通1号線、樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の406から同じく樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の406までの区間で、重要な経過地につきましてはございません。

次に、路線番号120、晩小通線、樺戸郡浦臼町字晩生内227番地の44から同じく樺戸郡浦臼町字晩生内227番地の44までの区間で、重要な経過地は町道中村西7線でございます。

次に、路線番号121、裏街支線、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の104から樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地の133までの区間で、重要な経過地は国道275号線、町道裏街線でございます。

次に、路線番号122、球場通線、樺戸郡浦臼町字浦臼内184番地の70から樺

戸郡浦臼町字浦臼内184番地の156までの区間で、重要な経過地につきましては町道高脇線、田宮線でございます。

次のページ以降、29ページから31ページに認定区間を全町図、市街図に落とし込んであり、着色部分が今回認定する路線でございますので、ご高覧願います。

以上が、議案第12号 町道路線の認定についての説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます
以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第12号 町道路線の認定については原案のとおり決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本日の日程は終了しました。

したがって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日6日から11日は休会とし、12日午前10時より会議を再開します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和6年3月12日（火曜日）

○議事日程

- 追加1 報告第1号 専決処分した事件の報告について〔工事請負変更契約の締結について〕
- 1 議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第15号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第16号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第17号 令和6年度浦臼町一般会計予算
- 5 議案第18号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 6 議案第19号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 7 議案第20号 令和6年度浦臼町下水道事業会計予算
- 8 所管事務調査について（総務産業常任委員会・議会運営委員会）

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長		川畑智昭君
副町長		石原正伸君
教育長		河本浩昭君
総務課長		明日見将幸君
総務課主幹		安田良弘君

幹 長 幹 長 幹 長 幹 長 技 術 員 局 員 主 會 會	主 課 主 課 主 課 主 課 課 委 員 局 委 員 會	務 民 社 業 業 設 設 育 務 務 務 業	總 住 住 福 福 產 產 建 建 教 教 事 事 農	早 中 國 齊 城 馬 山 上 竹 橫 小 位	坂 田 田 藤 宝 狩 崎 嶋 田 井 田 田	隆 帶 幹 淑 睦 範 俊 圭 正 修	広 刀 夫 恵 己 一 哲 文 一 樹 司 勝	君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君
--	---	--	--	--	--	--	--	---

○出席事務局職員

局 書	長 記	國 藤	田 澤	朋 翔	子 太 郎	君 君
--------	--------	--------	--------	--------	-------------	--------

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員です。

定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の2日目にに基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

お諮りします。

ただいま、川畑町長から、報告第1号 専決処分した事件の報告についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 報告第1号

○議長（小松正年君）

追加日程第1、報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和5年9月12日開催の令和5年第3回浦臼町議会定例会におきまして議決をいただきました「議案第38号 工事請負契約の締結について（令和5年度 支浦臼内川護岸改修工事）」におきまして、変更契約を締結する必要性が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について第3項の規定により専決処分とさせていただきますので、その内容について報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の

委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について。令和5年度 支浦臼内川護岸改修工事に係るものでございます。

契約金額、当初契約金額7,040万円を第1回変更7,374万4,000円に、334万4,000円の増額による変更契約をするものでございます。

変更の要因といたしましては、処分料等の概数発注をしておりましたが、その数値の確定により変更するものでございます。

令和6年3月6日

浦臼町長 川畑智昭

以上が、報告第1号 専決処分した事件の報告についての報告説明でございます。以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎日程第1 議案第14号

○議長（小松正年君）

日程第1、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の33ページをお開き願います。

議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例（平成12年浦臼町条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として平成12年度から開始いたしました町長、副町長、教育長の給料月額抑制措置を継続するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料により説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

条例第2条に定めます町長、副町長及び教育長の給料月額の抑制期間を、改正前「令和5年4月から令和6年3月まで」を、改正後「令和6年4月から令和7年3月まで」

に改めるものでございます。

給料月額につきましては、現行と同額となっております。

なお、削減率でございますが、町長が20%、副町長が16%、教育長が12%となっております。

また、附則第2項に定める条例の有効期限を、改正前「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めるものでございます。

議案書の34ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定しました。

◎日程第2 議案第15号

○議長（小松正年君）

日程第2、議案第15号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の35ページをお開き願います。

議案第15号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年浦臼町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、規定の追加と文言修正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊参考資料により説明申し上げますので、13ページをお開き願います。

はじめに、題名でございますが、勤勉手当の支給に伴いまして、改正後、浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例に改めるものでございます。

次に、条例第8条の規定でございますが、期末手当でございますが、職員の給与条例を準用するため、文言修正と期末手当の支給割合「100分の122.5」を「100分の73.5」に改めるものでございます。

次に、条例第8条の2では、勤勉手当の規定となっておりまして、これにつきましても職員の給与条例を準用するための文言修正と勤勉手当の支給割合「100分の102.5」を「100分の49」に改めるものでございます。

議案書の37ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第15号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第15号 浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定しました。

◎日程第3 議案第16号

○議長（小松正年君）

日程第3、議案第16号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の38ページをお開き願います。

議案第16号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年浦臼町条例第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、規定の追加と文言修正を行うためでございます。

内容につきましては、別冊参考資料により説明申し上げますので、15ページをお開き願います。

はじめに、条例第12条の規定で、期末手当でございますが、職員の給与条例を準用するために文言修正を行うこと、また支給割合「100分の122.5」を「100分の73.5」に読み替えるものでございます。

次に、条例第12条の2の規定で、勤勉手当でございますが、これにつきましても職員の給与条例を準用するための文言修正と支給割合「100分の102.5」を「100分の49」に読み替えるものでございます。

議案書の39ページにお戻り願います。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第16号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第16号 浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定しました。

◎日程第4 議案第17号

○議 長（小松正年君）

日程第4、議案第17号 令和6年度浦臼町一般会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をご覧ください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

それでは、令和6年度浦臼町一般会計予算の概要について説明申し上げます。

お手元に配付してあります令和6年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第17号 令和6年度浦臼町一般会計予算。

令和6年度浦臼町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億500万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、お手元に配付してございます横版の各会計予算の説明資料により説明させていただきたいと思っておりますので、お手元にご用意願います。

令和6年度は町長改選期でございますので、骨格予算としており、公共交通対策など住民生活に直結する事業を盛り込むとともに、老朽化が進む道路や橋梁のインフラ

の整備、災害対策事業などの継続事業や行政システムの標準化事業などについて組み込んだ予算編成としております。

それでは、令和6年度各会計予算案説明資料の1ページをお開き願います。

ここには、令和6年度浦臼町各会計予算一覧表を掲載してございます。一般会計、特別会計及び企業会計、4会計のものを令和6年度、令和5年度を比較いたしまして掲載してございます。

4会計を合わせますと、令和6年度は37億3,740万3,000円となっておりまして、前年度対比7億6,317万8,000円の減額でございます。率にいたしますと17%の減となっております。

各会計ごとでは、一般会計におきましては前年度比18.2%の減、国民健康保険特別会計では8.6%の減、後期高齢者医療特別会計で1.3%の増、下水道会計が5.3%の増となっております。

詳細につきましては後ほど説明いたしますが、一般会計につきましては町長改選期のため骨格予算ということとあわせて地方創生事業等の大型事業の完了に伴うものが主な減額の要因となっております。

それでは、2ページをお開き願います。

令和6年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということで説明を申し上げます。

まず、上段の方の括弧書きにつきましては、令和5年度の当初予算を計上しております。

下段の部分につきましては、今回予算提案してございます内容でございます。

それでは、歳出の方からご説明申し上げます。右側の表をご覧ください。

1款議会費です。3,557万8,000円の計上でございます。対前年度比3.9%の減でございます。金額で145万円の減額となっております。主な減額の要因につきましては、議員定数の減に伴い報酬及び共済費の減となっております。

2款総務費につきましては11億1,956万2,000円、対前年度比30.9%の減となっております。金額にいたしまして4億9,962万8,000円の減でございます。減額の主な要因につきましては、多世代交流施設建設事業の完了及びふるさと納税関連の事業が減となっております。また町営バス車両の更新を終えたことによる減となっております。一方で増額要因としましては、多世代交流施設管理費として1,936万2,000円、基幹系システムの標準化に向けた経費におきまして8,505万6,000円が皆増となっております。

3款民生費につきましては4億3,452万3,000円でございます。対前年度比0.7%、金額では298万7,000円の増となっております。主な増額要因といたしましては、制度改正に伴い児童手当が713万5,000円の増額、認定こども園運営助成金及び施設型給付費等で885万2,000円の増額となっております。

続きまして、4款衛生費につきましては1億8,414万4,000円、対前年度比5.3%の減でございます。金額で1,027万8,000円の減額となっております。

います。主な減額要因につきましては、町立診療所の設計業務が完了により皆減となり、一方で町立診療所、歯科診療所への運営支援金を当初から計上したことによる2,100万円が皆増となっております。

5款農林水産業費につきましては2億9,972万3,000円の計上でございます。対前年度比14%の減、金額で4,871万4,000円の減でございます。主な減額要因につきましては、農業水路長寿命化工事の完了により1,430万円の皆減、水利施設管理施設揚水機場の整備工事の完了により1,097万2,000円の皆減、またにんにく産地化支援事業につきまして、機械導入に係る支援を終えたことで733万5,000円の減額、新規就農者に対する新規就農者対策事業が昨年と同様に地域おこし協力隊制度を活用し、農業体験インターン事業を展開する予算を計上してございます。

6款商工費につきましては8,470万7,000円の計上でございます。対前年度比50.7%の減、金額で8,715万8,000円の減額でございます。主な減額要因といたしましては、浦臼市街の街路灯LED化工事の完了により6,072万円の皆減、鶴沼公園内施設改修工事の完了により1,513万8,000円が皆減となる一方で、継続事業として昨年度スタートさせた特産品のブランド化を進めるための支援業務や自然休養村センターの管理に係る予算を計上してございます。

続きまして、7款土木費4億207万9,000円の計上でございます。前年度比16.9%の減でございます。金額で8,163万2,000円の減となっております。主な内容といたしましては、町道山27号線道路改良舗装工事で3,830万円、橋梁長寿命化補修工事3橋分として4,030万円、河川改修及び河川維持工事で4,280万円、雪寒機械購入事業で除雪ドーザ1台分の更新に係る予算を計上してございます。また支浦臼内川護岸改修の完了によりトータルとして減額となるものでございます。

次に、8款消防費でございます。1億7,494万2,000円の計上です。率にして18%の増でございます。金額で2,672万6,000円の増額となっております。主な内容といたしましては、移動系のデジタル防災行政無線の導入及び奈井江浦臼消防支署の消防広報車の更新に伴うものでございます。

9款教育費につきましては1億1,193万5,000円、率にいたしまして1.5%の増でございます。金額で163万5,000円の増額となっております。主な要因につきましては、小学校一、二年生に配付しましたタブレット購入が完了し皆減となり、一方でスクールバス運行業務や学校給食車運搬業務等で増額となっております。

10款の災害復旧費につきましては、小規模災害復旧費として昨年同額の100万円を計上してございます。

11款の公債費につきましては5億5,180万7,000円、前年度対比10.2%の減でございます。金額で6,238万8,000円の減額となっております。内訳といたしましては、通常の長期債償還元金として4億7,634万3,000円、昨年度比6,366万円の減、繰上償還元金として6,230万円を計上してござい

ます。繰上償還につきましては、本年度の過疎ソフトに加えまして、本年度実施しました消火栓設置工事に活用した緊急防災対策事業債、また下徳富第2排水機場の保全高度化に活用しました公共事業債等を一括償還するものでございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上、歳出全款合計で34億500万円でございます。

次に、3ページをお開き願います。

このページにおきましては、令和6年度の一般会計の歳入予算の性質別一覧となっております。こちらでは増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみ説明させていただきます。

まず、表の1段目、人件費につきましては6億2,186万7,000円の計上でございます。対前年度比7.1%の増でございます。金額で4,125万4,000円の増額でございます。これは期末勤勉手当の支給月数の増に伴うものが主な要因でございます。

少し下がりました、表の6段目でございます。建設事業費でございます。こちらにつきましては5億5,283万6,000円の計上でございます。対前年度比53.7%の減、金額で6億4,047万1,000円の減額となっております。多世代交流施設の建設工事や支浦臼内川護岸工事、浦臼市街のLED化工事など大型事業が完了したことによるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。1枚戻っていただき、2ページをお開き願います。

まず、1款町税でございます。1億7,143万9,000円、前年度比で7.3%の減、金額で1,344万2,000円の減額となっております。内訳といたしましては、個人住民税では令和5年度産米の作柄を考慮し課税所得の減少を見込み1,063万7,000円の減、法人住民税で19万3,000円の減、固定資産税では課税対象となる家屋の減少を見込み427万5,000円の減、軽自動車税では13万1,000円の増、町たばこ税では販売本数の増を見込み155万9,000円の増としてございます。

2款地方譲与税につきましては4,085万円の計上でございます。

3款利子割交付金につきましては5万円の計上でございます。

4款配当割交付金につきましては50万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては30万円の計上でございます。

6款法人事業税交付金につきましては220万円の計上でございます。

7款地方消費税交付金につきましては5,000万円の計上でございます。

8款環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金に代わるものとして250万円の計上でございます。

9款地方特例交付金につきましては20万円の計上でございます。

10款地方交付税につきましては15億円の計上でございます。前年度同額で普通交付税として13億5,000万円、特別交付税として1億5,000万円を計上しているところでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては1,000円の計上でございます。

12款分担金及び負担金につきましては3,879万円の計上でございます。前年度比17.1%の減、798万8,000円の減額でございます。

13款使用料及び手数料につきましては6,860万7,000円の計上でございます。

14款国庫支出金につきましては2億924万円の計上でございます。19.4%の増、金額では3,397万9,000円の増でございます。こちらにつきましては児童手当の制度改正により464万7,000円の増、町立診療所の運営補助金として新たに772万4,000円が皆増、公営住宅における家賃低廉化事業交付金として1,343万円の増、橋梁長寿命化事業の事業量の増加により1,544万4,000円の増などが主な要因でございます。

15款道支出金につきましては2億2,857万3,000円の計上です。前年度比1.7%の減、金額では385万円の減額となっております。

16款財産収入につきましては415万9,000円の計上でございます。

17款寄付金につきましては5,000万1,000円の計上で、ふるさと納税における寄付金を50%減額とし5,000万円を見込むものでございます。

18款繰越金につきましては1,000円の計上でございます。

19款諸収入につきましては2億5,400万3,000円の計上でございます。22.3%の減、金額で7,303万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、浦臼ライスターミナル自動倉庫設備更新事業に係る負担金が終了し、皆減となっております。また鉄道施設撤去等の事業費減少に伴い受託事業収入の減が主な要因となっております。

20款町債につきましては2億430万円の計上でございます。72.8%の減、金額で5億4,570万円の減額計上でございます。こちらにつきましては、多世代交流施設建設事業その他大型事業の完了により皆減となり、一方で町道山27号線道路改良舗装事業や橋梁等の長寿命化事業、雪寒機械購入事業、緊急浚渫推進事業の財源として新たに見込むものでございます。

最後になりますが、21款繰入金につきましては5億7,928万6,000円の計上でございます。対前年度比14.9%の減、金額では1億156万3,000円の減額計上となっております。内訳といたしましては、繰上償還の原資として減債基金から6,230万円、ふるさと納税の返礼品等におけるふるさと応援基金から7,615万円、街路灯維持基金から120万円、札沼線代替輸送事業等の基金から3,850万円、財政調整基金から4億113万6,000円を取り崩す見込みでございます。

以上が、歳入34億500万円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてご説明申し上げたいと思います。予算書に戻っていただき、9ページをお開き願います。

第2表、地方債の一覧でございます。

それでは、まず起債の目的でございます。臨時財政対策債といたしまして限度額500万円、起債の方法につきましては証書借入れ、利率につきましては6.5%以内、

ただし利率見直し方式で借入れる資金につきましては、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては、債権者と協定するものによるものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

1 段下がっていただきまして、下徳富第 2 排水機場整備負担金事業につきましては、水利施設等保全高度化事業の自家発電機整備等の負担金の財源として 1 0 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、雪寒機械購入につきましては、除雪ドーザ 1 台の更新財源として 3, 2 1 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものです。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、東橋ほか 3 橋の調査設計及び下の庄橋ほか 2 橋の補修工事の財源として 3, 1 3 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、山 2 6 号線道路改良舗装事業につきましては、調査設計業務の財源として 5 7 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、山 2 7 号線道路改良舗装事業につきましては、調査設計業務及び改良工事の財源として 3, 7 6 0 万円を限度額とし、借入れを予定してございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、トレシップタウシナイ川河床整備工事の財源として 2, 6 5 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものです。

次に、緊急浚渫推進事業につきましては、越中川及び二本松川の堆積土砂の除去整備に係る財源として 1, 4 3 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、消防指揮広報車整備事業につきましては、昨年故障し廃車してございました広報車の更新財源として 3 6 0 万円を限度額とし、借入れをするものでございます。

次に、デジタル防災行政無線更新事業につきましては、移動系防災行政無線の更新の財源とし 4, 7 2 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

以上、説明いたしました 1 0 件の限度額の合計で 2 億 4 3 0 万円となっております。

続きまして、予算の詳細につきましては 5 8 ページの歳出から款項目ごと各所管課によりそれぞれ要旨についてご説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

次に、所管課長から説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

それでは、予算書の58ページをお開き願います。

歳出よりご説明を申し上げます。議会費より順次ご説明を申し上げますが、節につきましては特徴的なものを中心にご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1款議会費、1項1目議会費、本年度3,557万8,000円の計上でございます。前年度比145万円の減となっております。主な減額要因は4節共済費につきまして、定数1名の減、負担金の率の変更に伴いまして、前年度比106万円の減、9節交際費につきましては前年度同額の28万円を計上してございます。

次のページ、60ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費、本年度1億4,493万7,000円の計上でございます。前年度比1,799万4,000円の増となっております。主な増額要因につきましては、1節報酬では会計年度任用職員31名分の報酬8,403万3,000円を計上してございます。前年度より6名多く前年度比1,825万7,000円の増となっております。4節共済費におきましても、報酬の増額に伴いまして負担分を増額するものでございます。8節旅費でございますが、自治大学校3か月研修2名分を含め合計358万7,000円を計上してございます。9節交際費につきましては、前年度同額の200万円を計上してございます。12節委託料につきましては、公用車運行業務委託料のほか17業務の委託料としまして1,909万5,000円を計上してございます。

次のページ、62ページをお開き願います。

2目財政管理費、本年度5,606万7,000円の計上でございます。前年度比5,165万7,000円の減となっております。主な減額要因は18節負担金補助及び交付金につきまして、前年度計上しておりました指定金融機関関係事務取扱経費負担金につきまして、北門信用金庫浦臼支店から職員1名を派遣いただいておりますが、出納室派出所職員の派遣が令和6年3月末をもって廃止となり皆減するものでございます。24節積立金につきましてはふるさと応援基金積立金でございますが、前年度1億円を計上しておりましたが、今年度目標額を5,000万円に設定したことに伴いまして減額、森林環境譲与税で85万円、基金積立利子分として53万9,000円を計上してございます。

3目企画費、本年度2,553万円の計上でございます。前年度比1,228万1,000円の減となっております。7節報償費につきまして、スマートフォン教室講師謝礼につきましては17万7,000円の計上でございます。昨年実施しましたスマートフォン教室を2回開催する予定でございます。12節委託料につきましては、前年度比719万6,000円の減となっております。主な減額要因は前年度実施しましたファイヤーウォール更新業務委託料、ホームページデザイン更新業務委託料の皆減によるものでございます。

次に、総合振興計画等策定支援業務委託料430万1,000円の計上でございます。現計画でございます第4次浦臼町総合振興計画浦臼チャレンジプランが令和6年度終了いたします。新しい計画を作成するに当たり、前年度実施しました基礎調査を

もとに基本構想の策定、総合振興計画前期基本計画の策定、浦臼町人口ビジョンの改定、総合戦略の策定、総合振興計画、総合戦略の二つの計画の概要版の作成など、計画策定委員会で会議を開催して進めてまいります。

次のページ、64ページをお開き願います。

17節備品購入費につきましては80万円の計上でございます。職員が業務等で使用いたしますパソコン設定費を見込んで2台分を購入するものでございます。次に18節負担金補助及び交付金では、住宅リフォーム等補助金10件分300万円、地方公共団体情報システム機構負担金で209万6,000円、町民まちづくり活動応援補助金60万円を含んで758万9,000円を計上してございます。前年度比約500万円の減となっておりますが、要因につきましては新築、中古住宅を取得された際に助成いたします定住促進住宅取得応援助成金の条例が令和6年3月31日までになっているためでございます。この助成金につきましては定住対策に欠かせない事業となっておりますので、6月の第2回定例会で補正予算の計上をお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4目財産管理費、本年度1,006万2,000円の計上でございます。前年比397万6,000円の減となっております。前年度計上しました14節工事請負費につきまして、職員住宅9号の解体工事が完了し皆減となっております。

5目公共施設管理費、本年度2,549万4,000円の計上でございます。前年比1,959万6,000円の増となっております。次のページをお開き願います。主な増額要因につきましては、12節委託料につきまして、令和6年5月2日に開設いたします多世代交流施設の指定管理運營業務委託料1,905万3,000円の計上で、皆増でございます。内容につきましては、受付、施設内外管理における報酬、施設内外の清掃、夜間休日に対応いたします警備業務委託、カラオケの借上料などの経費を見込んでございます。なお指定管理業者は浦臼町社会福祉協議会となっております。また鶴沼改善センターほか4施設の管理経費の計上も見込んでございます。

次に、6目交通安全対策費、本年度163万2,000円の計上でございます。前年比58万円の増となっております。主な増額要因は、17節備品購入費におきまして、交通安全指導員の任期改選に伴いまして、交通指導員の制服を購入するものでございます。予算計上におきましては4名分を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金では、交通関係3団体の補助金等を計上してございます。

次に、7目生活交通対策費、本年度2億2,873万4,000円の計上でございます。前年比4,093万6,000円の減となっております。12節委託料につきましては、JR軌道等撤去工事資料作成業務委託料としまして、令和6年度実施予定の軌道等撤去工事の設計計画、図面及び数量作成、施工計画、橋梁等につきましては河川協議に必要な資料等の作成をお願いするもので1,270万円を計上してございます。次に町営バス運營業務委託料として、町営バス滝川浦臼線の運行経費となっております。867万6,000円の計上でございます。前年度比190万8,000円の増となっております。増額の要因につきましては、令和6年4月1日から美唄自動車学校が運転しております浦臼砂川線の19時台及び20時台を町営バス

として運行することに伴いまして、前年比190万円の増となっております。次に14節工事請負費につきましては、JR軌道等撤去工事1億5,700万円の計上でございます。内容につきましてはレールやまくら木等の撤去工事は第8札幌稚内線踏切町道金比羅線の滝川市方面の入り口から松本宅地先の約1.6キロメートル、あと令和4年度に撤去工事を予定しておりました一部未施工区間でありますトレフトシナイ川橋梁から波止場線踏切の約1.4キロメートルでございます。二つの工事費で約6,000万円の計上でございます。次に橋梁でございますが、5メートル以上の橋梁につきましては、札の内川橋ほか3橋を予定してございまして約6,100万円を計上してございます。次に5メートル以下の橋梁については松見川橋ほか九つの橋の撤去工事を予定してございまして約3,600万円を計上してございます。なお撤去工事費につきましては、JRからの支援金を活用いたします。18節負担金補助及び交付金につきましては、タクシー等乗車負担金、タクシーチケットを配付するものでございまして、1人当たり1万2,000円を助成するものでございます。また免許返納者の方につきましては返納後3年間3万円を配付するものでございます。対象者の内訳でございますが、70歳以上が634名、障がい者手帳を保有された方につきましては40名、免許返納者につきましては延べ人数で27名分を見込んでおり、889万8,000円の計上でございます。次に乗合タクシー運行事業補助金につきましては、町内既存の鶴沼線、晩生内線、また晩生内地区の高校生2名分の乗車負担金を見込んでの乗合タクシー運行経費といたしまして252万円を計上してございます。次に生活交通対策事業負担金につきましては、月形町との共同運行を実施しておりますJR札沼線代替バス月形浦臼線につきましては846万1,000円を計上してございます。月形町との運行経費の協定を締結しておりまして、経費の38%が本町の負担となっております。次に美唄自動車学校が運行しております浦臼砂川線の1年間の運行補助金2,002万6,000円を計上してございます。次のページをお開き願います。一般営業タクシー運行事業助成金として750万円を計上してございます。前年度比72万円の増でございます。増額の要因につきましては、運転手に対する支払金額の上昇、ガソリン代金の価格値上がりによるものでございます。

8目諸費、本年度3,069万円の計上でございます。前年度比3,561万6,000円の減となっております。主な減額要因につきましては、7節報償費につきましては、ふるさと納税記念品1,400万円の計上でございますが、前年度比3,000万円の減でございます。令和6年度は5,000万円に寄付金額を設定し、返礼品の調達割合を28%の額で積算をしてございます。11節役務費につきましても5,000万円の金額を目標にしての予算計上となっております。口座振替手数料ではポータルサイトを經由して寄付があった際のシステム利用料、クレジット決済料等の483万5,000円を計上してございます。12節委託料におきましては、中間管理業務委託料275万円を計上してございます。外部事業者にポータルサイトの構築や管理運用をはじめとする業務を委託するもので、寄付金額5,000万円の5.5%相当を見込んでの皆増となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、ふるさと納税返礼品送料負担金264万円を計上してございます。令和5

年度までは返礼品の配送料は報償費に組み込んでおりましたが、中間事業者に返礼品の発送管理を委託することに伴いまして、負担金として支出することにより皆増となっております。

9目地方創生事業費、本年度50万6,000円の計上でございます。前年比4億6,261万8,000円の減となっております。主な減額要因につきましては、前年度計上しました多世代交流施設建設に必要な委託料、建設工事、備品購入費が完成に伴いまして皆減となるためでございます。18節負担金補助及び交付金、札幌市立大学共同研究事業負担金につきましては24万5,000円を計上してございます。ワークショップの開催、また調査協力いただきました方へ、また議会への報告、研究報告書の作成を見込んでございます。

以上でございます。

○住民課長（中田帯刀君）

10目自治体情報システム標準化等事業費、本年度8,505万6,000円の計上です。こちらは皆増となっております。システムの標準化に係る予算を計上しております。

以上です。

○総務課長（明日見将幸君）

2項1目職員給与費、本年度4億7,570万円の計上でございます。前年度比370万8,000円の減となっております。給与明細書によりご説明いたしますので、議案書の128ページをお開き願います。

1特別職、区分、長等の欄をご覧ください。本年度、町長、副町長及び教育長3名分の給与費合計3,676万9,000円、共済費を含め合計5,265万7,000円を計上してございます。議員8名その他特別職合わせまして8,609万4,000円の計上でございます。

次に、比較の欄をご覧ください。長等の前年比64万円の増、特別職合計では19万3,000円の増となっております。

次に、2一般職、（1）総括をご覧ください。本年度一般会計における一般職57名分の給与費合計3億3,703万8,000円、共済費を含め合計4億2,304万2,000円を計上してございます。前年度比434万8,000円の減となっております。

職員手当の内訳の欄から131ページにつきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

次に、132ページをお開き願います。132ページから136ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書になってございます。

ここに記載されておりますものは、全て議会で議決をいただいているものでありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

議案書137ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末現在高の見込みに関する調書でございます。

令和5年度末で38億114万5,000円の見込みとなっております。

以上でございます。

○住民課長（中田帯刀君）

70ページにお戻りください。

3項徴税费、1目税務総務費235万1,000円の計上です。前年度比3万円の増となっております。

2目賦課徴収費725万7,000円の計上です。前年度比230万6,000円の減となっております。12節委託料におきまして、基幹系システム標準化対応業務委託料等が皆減したことによるものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費1,927万8,000円の計上です。前年度比507万6,000円の減でございます。12節委託料におきまして、基幹系システム標準化対応業務委託料を2款1項10目自治体情報システム標準化等事業へ予算を組替えたことが主な要因でございます。

以上です。

○総務課長（明日見将幸君）

5項1目選挙管理委員会費、本年度41万7,000円の計上でございます。前年度比2万7,000円の減となっております。選挙管理委員会運営における予算計上となっております。

82目浦臼町長選挙費、本年度368万9,000円の計上でございます。執行経費として皆増となっております。主なものについてご説明いたします。18節負担金補助及び交付金につきまして、選挙運動用自動車公費負担金として一般乗用旅客自動車運送業者との契約を見込んで96万8,000円を計上してございます。次に選挙運動用ポスター公費負担につきましては、ポスター掲示場15カ所を見込んでございまして17万5,000円を計上してございます。次に選挙運動用ビラ公費負担金につきましては作成可能な上限5,000枚を見込んでございまして12万円を計上してございます。なお公費負担における予算計上につきましては、立候補者3名を見込んでの予算計上となっております。

6項1目統計調査総務費、本年度61万1,000円の計上でございます。前年度比50万9,000円の増となっております。農林業センサス調査に係る執行経費として予算を計上してございます。

次のページ、74ページをお開き願います。

7項1目監査委員費、本年度155万1,000円の計上でございます。前年比33万3,000円の増となっております。主な増額要因につきましては、道外研修に係る執行経費を予算計上してございます。

以上でございます。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

76ページをお開き願います。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費、本年度予算4,873万9,000円の計上で、前年度比1,119万7,000円の減でございます。減額の主な要因は、18節負担金補助及び交付金において、町社会福祉協議会補助金の減額、19節扶助費において、除雪費助成金及び冬の生活支援助成金の減額によるものでございます。

以上です。

○総務課長（明日見将幸君）

2目災害救助費、本年度5,000円の計上でございます。科目設定によるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（中田帯刀君）

3目重度心身障害者特別対策費239万3,000円の計上です。前年度比1万2,000円の減となっております。

4目ひとり親家庭等福祉費60万3,000円の計上です。前年度比2万7,000円の増額となっております。

以上です。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

5目障害者福祉費、本年度予算8,129万円の計上で、前年度比245万6,000円の増でございます。79ページをご覧ください。19節扶助費において、障害福祉サービス給付費として5,953万4,000円、障害児施設措置費として1,078万円、障害者医療費として326万9,000円を含む7,510万8,000円を計上してございます。増額の主な要因は利用者が増加したことによるものでございます。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

6目国民年金事務費7,000円の計上です。前年度同額でございます。

以上です。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

2項1目児童福祉総務費、本年度予算1,041万円の計上で、前年度比447万4,000円の減でございます。12節委託料において、広域保育所利用者の見込み人数の減少により前年度比386万6,000円の減額計上となっております。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

2目児童措置費2,572万6,000円の計上です。前年度比713万7,000円の増でございます。令和6年10月から児童手当の支給対象が中学生までから高校生の年代までに拡充されることが主な要因でございます。

3目乳幼児・児童及び生徒医療措置費521万2,000円の計上です。前年度比146万1,000円の増でございます。これは19節扶助費におきまして、令和5年度の実績を見込み算出した結果、増となったことが主な要因でございます。

4目未熟児養育医療給付費36万1,000円の計上です。前年度と同額でございます。

以上です。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

5目児童福祉施設費、本年度8,350万3,000円の計上で、前年度比886万1,000円の増でございます。18節負担金補助及び交付金において7,235万2,000円の計上となっております。認定こども園運営助成金については、人件費及び職員に係る福利厚生諸費の減額により前年度比300万円の減額計上ですが、施設型給付費等は公定価格の上昇により1,185万2,000円の増額計上となっております。

80ページをお開き願います。

6目子育て支援費は、本年度予算1,039万7,000円の計上で、前年度比125万7,000円の増でございます。増額の主な原因は、12節委託料において第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の計上によるものでございます。この計画は昨年度基礎調査いたしました結果をもとに今年度浦臼町子ども・子育て会議において協議の上、期間を令和7年度から11年度とし策定するものでございます。17節備品購入費は3点の知育玩具購入費として2万4,000円を計上、18節負担金補助及び交付金では、ベビー用品レンタル補助金、出産・子育て応援給付金、おむつ購入等補助金として586万6,000円を計上してございます。

3項1目老人福祉総務費は、本年度予算1億536万3,000円の計上で、前年度比90万2,000円の増でございます。12節委託料において、生活支援事業等9本の業務の1,551万1,000円を計上してございます。83ページをお開き願います。17節備品購入費において、保健センターロビー常設用の自動血圧計等として35万3,000円を計上してございます。18節負担金補助及び交付金においては、空知中部広域連合の一般会計、障害支援会計、介護保険会計の合計負担金として、前年度比96万1,000円の増額計上である6,891万8,000円、うらうすデイサービスセンター運営助成金として480万円など合計7,990万1,000円を計上してございます。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

2目後期高齢者医療費6,051万4,000円の計上です。前年度比343万1,000円の減となっております。これは18節負担金補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金が減ったことによるものでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ここで、休憩といたしたいと思えます。

それでは、再開時間を11時20分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。
衛生費からお願いいたします。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

84ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費、本年度予算2万2,000円の計上で、前年度比2万4,000円の減でございます。1節にて計上しておりました浦臼町健康づくり推進協議会の委員6名分の報酬の皆減によるものでございます。

2目予防費、本年度予算1,722万円の計上で、前年度比406万9,000円の減でございます。7節報償費において、認知症健診謝礼の皆減により25万1,000円の計上となっております。12節委託料においては、健康管理システム改修業務を新規に加えた9本の委託、合計1,575万9,000円の計上をしておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種委託料については、ワクチン料金が明確になっていないことから計上しておりません。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

3目墓地火葬場費518万3,000円の計上です。前年度比91万3,000円の増でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、砂川地区保健衛生組合分担金が増えたことによるものでございます。

以上です。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

4目保健センター等管理費は、保健センター及び活性化センターの管理費で、本年度予算510万9,000円の計上で、前年度比221万7,000円の減でございます。減額の主な要因は12節委託料において活性化センター定期清掃業務委託料の皆減、14節工事請負費において保健センター高圧受電設備改修工事が完了したことによる皆減でございます。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

5目環境衛生費3,326万1,000円の計上です。前年度比38万8,000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、砂川地区保健衛生組合分担金が減ったことによるものでございます。

以上です。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

6目母子衛生費、本年度304万1,000円の計上で、前年度比7万1,000円の増でございます。12節委託料において、砂川市立病院で実施しております産後ケア事業の1回当たりの利用料が増額になったことが増額要因でございます。

以上です。

○住民課長（中田帯刀君）

88ページをお開きください。

2款清掃費、1目塵芥処理費1,910万8,000円の計上です。前年度比240万4,000円の増でございます。12節委託料におきまして、ごみ収集運搬業務委託料の増によるものでございます。労務単価の上昇による人件費の増と車両修繕費の増が主な要因でございます。

2目し尿処理費686万3,000円の計上です。前年度比30万5,000円の増でございます。

3目最終処分場管理費1,097万8,000円の計上です。前年度比88万円の減でございます。14節工事請負費におきまして、外構フェンス改修工事が皆減していることが主な要因でございます。

3項1目診療所費2,828万5,000円の計上です。前年度比601万2,000円の減でございます。90ページをご覧ください。18節負担金補助及び交付金におきまして、両診療所に対する運営支援金が皆増となっておりますが、12節委託料におきまして、町立診療所建替基本実施設計業務委託料が17節備品購入費において心電計購入費が皆減していることにより減額となっております。また診療所建替えに係る建設費等につきましては、町長選挙後の6月定例会において補正予算の計上を予定しております。

以上です。

○建設課長（上嶋俊文君）

4項上水道費、1目上水道施設費5,507万4,000円、前年度と比較して38万1,000円の減額でございます。主に西空知水道事業に係る負担金の計上をしております。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

○産業課長（馬狩範一君）

92ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費、本年度719万8,000円の計上で、前年比85万4,000円の増額でございます。主な内容につきまして、12節委託料において令和6年度中策定予定の目標地図作成支援業務委託料を計上したことによるものでございます。

2目農業総務費、本年度6,531万2,000円の計上で、前年比3万9,000円の減額でございます。主な内容としまして、18節負担金補助及び交付金において、中山間地域等直接支払交付金でございます。

3目畜産業費、本年度57万円の計上で、前年比2万5,000円の増額でございます。主な内容としまして、18節負担金補助及び交付金において、畜産振興資金利子補給費補助金、家畜診療事業負担金でございます。

以上でございます。

○建設課長（上嶋俊文君）

4目土地改良費78万3,000円、前年度と比較して1,361万3,000円

の減額でございます。昨年度に計上いたしました18節負担金補助及び交付金の農業水路等長寿命化防災減災事業負担金が事業の完了に伴い皆減となったことが減額の主な要因でございます。

以上です。

○産業課長（馬狩範一君）

5目農業振興費、本年度2,585万4,000円の計上で、前年比2,161万2,000円の減額でございます。主な内容につきましては次のページをお開きください。18節負担金補助及び交付金について、事業期間の満了に伴い農業活性化支援事業補助金が皆減し、また、にんにく産地化支援事業補助金の機械導入助成支援が完了したことによる減額でございます。14節工事請負費では、農産物処理加工施設ばっ気ブローア等交換工事を計上しております。

以上でございます。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

6目農村センター管理運営費、本年度1,520万1,000円の計上で、前年比9万5,000円の減額でございます。農村センターの管理運営に要する経費を計上しております。

以上でございます。

○住民課長（中田帯刀君）

7目地力増進施設管理費48万円の計上です。前年度比4万1,000円の減でございます。

以上です。

○建設課長（上嶋俊文君）

96ページをお開きください。

8目水利施設管理費8,368万円、前年度と比較しまして1,362万7,000円の減額でございます。予算増減の主な要因でございますが、10節需用費、電気料におきまして、昨年度は電気料金の不透明さから大幅な上昇を見込みましたが、本年度におきましては昨年度から800万円減の5,700万円と見込みました。そのほか昨年度14節工事請負費で予算措置しておりました揚水機場整備工事が皆減となっております。また18節負担金補助及び交付金でございますが、昨年度まで次目、国営造成施設管理費で予算措置していたうちの一部であります総富地頭首工に係る事業費が基幹水利施設管理事業の採択を受けたことから、本年度から事業費の一部を本節で予算することとなり、総富地地区負担金407万1,000円が皆増となっております。

次に、9目国営造成施設管理費561万6,000円、前年度と比較して228万6,000円の減額でございます。先ほども説明いたしました、総富地頭首工の部分が水利施設管理事業の採択を受けましたことから減額となるものでございます。

次に、10目多面的機能支払交付金事業費8,497万6,000円、前年度と比較して3万3,000円の増額でございます。

以上です。

○産業課長（馬狩範一君）

11目ジビエ処理加工センター管理運営費、本年度917万3,000円の計上で、前年比166万5,000円の増額でございます。主な内容につきましては、10節需用費において食肉加工施設及び減量化施設の修繕料を、また12節委託料において減量化施設の管理業務委託料及び産業廃棄物処理業務委託料に詰め込み作業を新たに計上したものでございます。

2項林業費、1目林業振興費、本年度3万6,000円の計上で、前年比4,000円の減額でございます。主な内容につきましては、18節負担金補助及び交付金において各種団体の負担金でございます。

次のページをお開きください。

2目町有林管理費、本年度84万4,000円の計上で、前年比2万6,000円の増額でございます。

以上で、5款農林水産業費を終わります。

次のページをお開きください。

6款商工費、1項1目商工振興費、本年度2,106万9,000円の計上で、前年比7,062万円の減額でございます。主な内容につきましては、14節工事請負費において街路灯LED化改修工事の完了と18節負担金補助及び交付金において、プレミアム付商品券発行事業が事業終了により皆減したものでございます。

2目観光費、本年度6,344万1,000円の計上で、前年比1,653万8,000円の減額でございます。14節工事請負費において、鶴沼公園内施設改修工事がほぼ完了し減額となりましたが、今年度におきましては鶴沼公園管理棟のエアコン設置工事を計上しております。ほかの主な内容につきましては、12節委託料において継続事業になります。本町の農産物や加工品の魅力や価値を向上させブランド化する特産品等ブランディング支援業務委託。次のページをお開きください。また、18節負担金補助及び交付金において、町の観光事業の活性化を図るために地域おこし協力隊4名分の活動費を計上したものでございます。

3目労働費、本年度19万7,000円の計上で、前年と同額の計上でございます。

以上で、6款商工費を終わります。

○建設課長（上嶋俊文君）

104ページをお開きください。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費61万8,000円、前年度と比較しまして2万3,000円の増額計上でございます。

2目道路維持費1億146万8,000円、前年度と比較して1,618万8,000円の増額計上でございます。本目における令和6年度の主要な事業としまして、令和5年度から順次実施予定の山25、26、27号線の3本の道路改良舗装工事につきまして、山25号線は令和5年度に既に完了しており、本年度につきましては12節委託料におきまして、山26、27号線道路改良調査設計業務委託、14節工事請負費におきまして、山27号線道路改良舗装工事を計上しております。また関連事業費としまして排水路の整備に伴う事業費等で12節委託料では排水路の分筆登記

の委託料、16節公有財産購入費は排水路の用地購入費、21節補償補填及び賠償金では畦畔等の補償費を計上しております。

3目橋梁維持費6,460万円、前年度と比較して2,820万円の増額計上でございます。本目における令和6年度の主要事業としましては、14節工事請負費におきまして、第1樺戸橋、第3黄臼沢橋、下の庄橋、3橋の補修改修工事を計上しました。11節委託料におきましては、次年度施工予定の東橋、3号橋、第2黄臼沢橋、3橋の補修調査設計業務委託料を計上しております。

4目除雪対策費1億2,427万2,000円、前年度と比較しまして3,187万6,000円の減額計上でございます。令和5年度につきましては歩道用ロータリーと除雪ローダ2台の更新費用を計上しておりましたが、令和5年度は除雪ローダの更新を見送り歩道用ロータリーのみを更新としました。令和6年度につきましては、令和5年度で見送った除雪ローダ1台の更新費用を計上したことが減額の主な要因でございます。

次のページ、106ページをお開きください。

2項河川費、1目河川総務費8万3,000円、前年度と比較して9,000円の増額計上でございます。

2目河川維持費4,370万円、前年度と比較して6,876万円の減額計上でございます。減額の主な要因としましては、支浦臼内川護岸改修工事が完了したことが主な要因でございます。また本目における令和6年度の主要な事業としましては、トレシップタウシナイ川河床整備工事、越中川河床整備工事、二本松川河床整備工事等を計上しております。

7款3項住宅費、1目住宅管理費1,333万8,000円、前年度と比較して109万7,000円の増額計上でございます。増額の主な要因としましては、10節需用費におきまして、管理住宅の修繕料を増加計上したことが増額の主な要因でございます。

2目公営住宅整備費170万円、前年度と比較して811万3,000円の減額計上でございます。減額の主な要因としましては、14節工事請負費、中央団地外構舗装改修工事におきまして、本年度は骨格予算であることから、当初での予算計上を見送ったことが減額の主な要因でございます。

また、令和5年度の繰越事業として実施いたします中央団地の大規模改修工事に伴い熱源の一部をガスから灯油に変更することに伴いまして、お風呂のガス釜、風呂おけのリース事業を行っている業者に対するリース機器の残存補償として新たに170万円を予算計上しました。

4項下水道費、1目下水道整備費5,230万円、前年度と比較して1,840万円の減額計上でございます。詳細につきましては、下水道事業会計での説明とさせていただきますが、増額の主な要因としましては、下水道事業会計におきましてマンホールポンプ所ポンプメカシール交換工事が完了し、皆減となったことが操出金減額の主な要因でございます。

以上で、7款土木費の説明を終わります。

○総務課長（明日見将幸君）

108ページをお開き願います。

8款消防費、1項1目消防費、本年度1億1,606万9,000円の計上でございます。前年度比375万3,000円の減となっております。18節負担金補助及び交付金におきましては、奈井江浦臼消防支署の運営に要する経費となっております。また前年度実施いたしました消防水利施設4か所が完成することに伴いまして皆減となっております。

2目水防費、本年度214万8,000円の計上でございます。前年比7万7,000円の増となっております。令和5年度同様、災害等初動対応委託、中州樋門排水ホース設置撤去業務委託によるものでございます。

3目災害対策費、本年度5,029万8,000円の計上でございます。前年比3,143万4,000円の増となっております。10節需用費におきましては、消耗品といたしまして災害備蓄品として140万1,000円を計上しております。食料品、生活必需品、資機材等を購入する予定でございます。財源につきましては地域づくり総合交付金を活用する予定でございます。12節委託料につきましては、移動系デジタル防災行政無線更新業務委託料4,600万円の計上でございます。国の法律改正によりアナログ回線からデジタル回線に変更により機器等の更新を行うものでございます。更新内容につきましては、基地局として役場総務課、簡易基地局として役場建設課、教育委員会、除雪センター、車載型といたしまして除雪車12台、スクールバス2台、町用車1台、携帯型6台となっております。なお財源につきましては緊急防災減災事業債を活用する予定でございます。

4目排水機場管理費、本年度642万7,000円の計上でございます。前年度比103万2,000円の減となっております。10節需用費、修繕料といたしまして、排水機場で使用しておりますポンプの給水弁、水位弁の交換が必要となったため計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

110ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度198万円の計上で、前年比54万5,000円の減額でございます。教育委員の報酬など教育委員会に要する経費を計上しており、主な減額の要因につきましては委員等の研修に係る旅費の減額によるものでございます。また9節交際費につきましては昨年度同額の10万円を計上しております。

2目事務局費、本年度2,668万4,000円の計上で、前年比121万2,000円の減額でございます。義務教育に係る経費のほか政策的な事業に係る予算を計上しており、12節委託料におきまして、外国語指導助手業務委託料、18節負担金補助及び交付金におきまして、各種団体への負担金のほか各種検定料助成及び高等学校通学等支援を引き続き計上しております。

112ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理教育振興費、本年度1,744万6,000円の計上で、前年比84万3,000円の増額でございます。小学校の管理運営に要する経費を計上しており、10節需用費の消耗品費におきまして、教科書改訂により教科書を購入するための経費を計上したことが増額の主な要因でございます。

2目スクールバス運営費、本年度1,304万7,000円の計上で、前年比221万2,000円の増額でございます。スクールバスの運行及び維持管理に要する経費を計上しており、増額の主な要因につきましては114ページをお開きください。12節、運転・管理業務委託料の増額によるものでございます。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、本年度1,778万1,000円の計上で、前年比73万4,000円の増額でございます。中学校の管理運営に要する経費を計上しております。

116ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度382万6,000円の計上で、前年比45万1,000円の減額でございます。社会教育に係る各種事業に要する経費を計上しております。

2目郷土史料館費、本年度104万3,000円の計上で、前年比152万2,000円の減額でございます。郷土史料館の管理運営に要する費用を計上しておりまして、減額の主な要因につきましては118ページをご覧ください。8節旅費及び12節委託料におきまして、坂本龍馬簡易複製制作業務委託料の皆減などによるものでございます。

3目みどり学園費、本年度97万6,000円の計上で、前年比27万9,000円の減額でございます。みどり学園の運営に要する費用を計上しておりまして、減額の主な要因につきましては、開園50周年の記念事業が完了したためでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度202万8,000円の計上で、前年比72万7,000円の減額でございます。減額の主な要因につきましては、18節負担金補助及び交付金におきまして、町スポーツ協会補助金を減額計上したためでございます。

120ページをお開きください。

2目保健体育施設費、本年度827万8,000円の計上で、前年比5万9,000円の減額でございます。

3目学校給食費、本年度1,884万6,000円の計上で、前年比252万3,000円の増額でございます。増額の主な要因につきましては、12節、学校給食運搬業務委託料及び18節、学校給食負担金の増額でございます。

以上が、9款教育費の説明でございます。

○建設課長（上嶋俊文君）

次のページ、122ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

以上で、10款災害復旧費の説明を終わります。

○総務課長（明日見将幸君）

11款公債費、1項1目元金、本年度5億3,864万3,000円の計上でございます。前年度比6,406万円の減となっております。約定償還分につきましては8本の償還終了に伴います減と、償還終了となっております主な事業ですが、中学校建替工事、町道12号線道路改良事業、国営造成施設整備事業によるものでございます。繰上償還につきましては、令和5年度借入れの縁故債3本の繰上償還金を計上してございます。

2目利子、本年度1,316万4,000円の計上でございます。前年度比167万2,000円の増でございます。約定償還分利子といたしまして、前年度比164万5,000円増の1,241万7,000円を計上するほか繰上償還分利子及び前年度と同額の一時借入金利子50万円の計上でございます。

次のページ、126ページをお開き願います。

12款予備費、1項1目予備費、本年度500万円の計上でございます。前年度同額の計上となっております。

一般会計予算案、歳出合計34億500万円となっております。

以上が、歳出についての説明でございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、昼食休憩としまして、休憩を取りたいと思います。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、歳入からお願いしたいと思います。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。

1款町税、1項1目町民税個人分4,997万4,000円の計上でございます。前年度比1,063万7,000円の減でございます。直近5か年の賦課実績の平均値及び見込み徴収率に基づき計上するものでございます。

2目町民税法人分741万8,000円の計上でございます。

2項1目固定資産税9,650万円の計上でございます。前年度比427万5,000円の減でございます。家屋や償却資産の税額減免等を見込み計上するものでございます。

3項1目軽自動車税606万5,000円、4項1目町たばこ税1,004万2,000円、5項1目入湯税144万円をそれぞれ計上してございます。

12ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項1目自動車重量譲与税3,000万円、2項1目地方揮発油譲与税1,000万円、3項1目森林環境譲与税85万円をそれぞれ計上してございます。

14ページ、3款利子割交付金以降、20ページ、6款法人事業税交付金までの各交付金につきましては、普通交付税算定数値に基づく計上となっておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

ページ飛びまして、22ページをお開きください。

7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金5,000万円の計上でございます。令和5年度普通交付税算定数値に基づく従来分に社会保障財源分を加算した見込み額を計上するものでございます。

24ページをお開きください。

8款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金250万円の計上となっております。

26ページをお開きください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金20万円の計上でございます。個人住民税減収分として計上するものでございます。

28ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税15億円、前年度と同額の計上となっております。普通交付税でございますが、令和6年度地方財政計画における地方交付税につきましては、出口ベースで1.7%の微増とされているところから、前年度同額であります13億5,000万円の計上としたところでございます。特別交付税につきましては、過去5年間の平均交付実績を考慮して見込みました前年度同額であります1億5,000万円の計上となっております。

30ページをお開きください。

11款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金、こちらは科目設定でございます。

32ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金3,047万3,000円の計上でございます。前年度比754万3,000円の減でございます。主な減額要因といたしましては、基幹水利施設管理事業受益者負担金につきまして、浦臼第1揚水機場の整備補修工事の皆減及び電気料金の燃料費調整単価の下振れによる支出見込み額の減に伴うものでございます。

34ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項4目土木使用料5,181万1,000円の計上でございます。前年度比142万8,000円の増でございます。公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料におきまして、令和5年度最終調定見込み額に基づきそれぞれ予算計上するものでございます。

38ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金8,699万1,000円の計上でございます。前年度比1,070万円の増でございます。主なものといたしましては、障害者自立支援給付費負担金、障害者扶助費に係る国庫負担金、認定こども園に対する施設型給付費に係る国庫負担分の計上でございます。増額の主な要因といたしましては、児童手当交付金におきまして所得制限の撤廃や支給対象年齢の引き上げ等が本年10月に実施されることによるものでございます。

2項2目衛生費国庫補助金937万2,000円の計上でございます。前年度比692万1,000円の増でございます。増額の主な要因といたしましては、町立診療所運営助成金に係る国庫補助分の計上でございます。

4目土木費国庫補助金1億392万9,000円の計上でございます。前年度比1,655万9,000円の増でございます。主な増額要因につきましては、社会資本整備総合交付金事業における家賃低廉化事業の増に伴うものでございます。

5目教育費国庫補助金1,000円の計上で、児童生徒援助費補助金の科目設定でございます。前年度比14万6,000円の減でございます。主な減額要因につきましては、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の皆減に伴うものでございます。

40ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費道負担金5,367万2,000円の計上でございます。前年度比406万4,000円の増でございます。主なものといたしましては、障害者自立支援給付費負担金、障害者扶助費に係る道負担分、認定こども園に対する施設型給付費に係る道負担分の計上でございます。

2項4目農林水産業費道補助金1億6,351万9,000円の計上でございます。前年度比741万円の減でございます。減額の主な要因といたしまして、揚水機場整備工事に伴う水利施設等保全高度化事業補助金の皆減に伴うものでございます。

42ページをお開きください。

3項1目総務費委託金291万9,000円の計上でございます。前年度比24万3,000円の減でございます。減額の主な要因といたしまして、昨年度に執行の北海道知事選挙に係る委託金の皆減に伴うものでございますが、5年ごとに実施の農林業センサスに伴い統計調査委託金を昨年度より51万1,000円の増にて計上してございます。

44ページをお開きください。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入338万6,000円の計上でございます。前年度比87万9,000円の増でございます。町有建物貸付料が主な増額計上の要因でございますが、こちらは鶴沼改善センターの年間部分貸付けに伴うものでございます。

2目利子及び配当金77万1,000円の計上でございます。前年度比16万3,000円の増額でございます。各種基金の預金利率の上昇を見込んだことが主な増額計上の要因でございます。

46ページをお開きください。

17款寄付金、1項1目一般寄付金につきましては科目設定でございます。

2目ふるさと応援寄付金5,000万円の計上でございます。前年度比5,000万円の減でございます。近年のふるさと納税寄付実績に基づき減額計上するものでございます。

48ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の科目設定でございます。

50ページをお開きください。

19款諸収入、3項2目雑入1,065万5,000円の計上でございます。前年度比1,112万1,000円の減でございます。説明欄に記載の各項目につきまして、おおむね前年度並みの計上となっておりますが、減額の主な要因といたしましては、JAピネ乾燥施設使用負担金の皆減によるものでございます。

3目宝くじ交付金177万1,000円の計上でございます。前年度比132万9,000円の減でございます。減額の要因といたしましては、サマージャンボ宝くじが今年度より交付制度対象外となる見込みでありますことから減額計上するものでございます。

4項受託事業収入、52ページをお開きください。1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入1,189万3,000円の計上でございます。前年度比1,074万1,000円の増でございます。増額の要因といたしましては、今年度より受託する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料の計上でございます。

2目鉄道施設撤去受託事業収入1億7,000万円の計上でございます。令和6年度に実施いたします札沼線鉄道施設撤去工事等に係るJR北海道からの受託事業収入でございます。

54ページをお開きください。

20款町債、1項1目臨時財政対策債500万円の計上でございます。前年度比400万円の減でございます。地方財政計画における対前年度減少率を考慮し、発行可能額を見込むものでございます。

2目総務債、皆減でございます。昨年度におきまして、町営バス浦臼滝川線車両更新事業及び多世代交流施設建設事業に係る起債を発行したことによるものでございます。

3目衛生債、皆減でございます。昨年度におきまして、町立診療所医療機器購入及び建替事業に係る起債を発行したことによるものでございます。

4目農林水産業債100万円の計上でございます。前年度比1,430万円の減でございます。昨年度におきまして、農業水路等長寿命化防災減災事業に係る起債を発行したことによるものでございます。なお下徳富第2排水機場整備負担金事業につきましては、水利施設等保全高度化事業に係る負担金に充当するため、公共事業等債による起債を予定するものでございます。

5目土木債1億4,750万円の計上でございます。前年度比7,070万円の減でございます。1節道路橋梁事業債で計上しております雪寒機械購入事業、橋梁長寿

命化事業、山26号線及び山27号線道路改良舗装事業の4事業につきましては、過疎対策事業債による起債を予定してございます。2節河川事業債に計上しております緊急自然災害防止対策事業につきましては、緊急自然災害防止対策事業債による起債を予定してございます。緊急浚渫推進事業につきましては、緊急浚渫推進事業債による起債を予定してございます。

6目消防債5,080万円の計上でございます。前年度比3,030万円の増でございます。1節消防債につきましては、奈井江浦臼支署の指揮広報車の更新事業に係る当町負担分でございます。2節防災対策事業債につきましては、移動系防災行政無線の更新事業でございます。両事業につきましては緊急防災減災事業債による起債を予定してございます。

56ページをお開きください。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金5億7,928万6,000円の計上でございます。前年度比1億156万3,000円の減でございます。1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に伴い4億113万6,000円を繰り入れるものでございます。2節街路灯維持基金繰入金につきましては120万円を街路灯維持管理事業に充当するため、基金より繰り入れるものでございます。3節減債基金繰入金につきましては、起債の繰上償還元金に充当するため6,230万円を繰り入れるものでございます。4節ふるさと浦臼応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税をいただいた皆様からご指定のあった目的、用途に沿った事業に充当するため7,615万円を繰り入れるものでございます。内訳といたしましては、教育、子育て支援関連事業に2,210万円、農業振興、商工観光活性化関連事業に800万円、地域福祉、医療充実関連事業に320万円、スポーツ、文化振興関連事業に5万円、多世代交流施設関連事業に1,800万円、ふるさと納税事業に2,480万円をそれぞれ充当し活用させていただくものでございます。5節札沼線代替輸送事業等基金繰入金3,850万円の計上でございます。JR札沼線廃止に伴う代替交通として運行する公共交通の運行経費に充当するため、JR北海道からの支援金により創設した基金より繰り入れるものでございます。

一般会計予算案、歳入合計、歳出と同額の34億500万円となっております。

以上が、令和6年度一般会計予算に係る歳入についてのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から始めます。

58ページ、1款議会費から、75ページ、2款7項1目監査委員費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

それでは、63ページですね。財政管理費の中で、負担金補助及び交付金の中で会議負担金ということで、北門信用金庫に支出していた部分が減額されましたよという話だったのですが、本年度から出納の窓口業務をどのような体制で行うのかお聞きし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年4月1日からですけれども、出納の体制につきましては、会計年度任用職員1名と再任用職員、あと職員1名を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

それにおいて、窓口業務については時間は何時まで、5時までとか3時までとかあるのですが、その時間についてはどうなのでしょうか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

時間につきましては、今までどおり変更はございません。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

65ページ、負担金の内容の中に、まちづくり活動応援補助金というのが、これは以前からあったと思うのですけれども、今も内容的には同様の中でやっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり変わらず進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

自分も以前この体制については、ぜひ、いいことだからということで、町長の方をお願いしながらこういうできた経過があるのですけれども、例えば一般町民がまちづくりに関与したいということで町から補助金をもらってやりたいということで、自分も今でもこれはいいことだなと思うのですけれども、町民それぞれが知らない。

広報の中で確かにこういう補助金があるのですよという知らせは町民に対してはやっているのですけれど、一人一人が知っているかといったら、それほど認知されていないような気がするのですね。

やはり、こういうことって、こういう小さい町の中で町おこしのために必要だなと思っているので、こんなことでも補助を出しますからやりませんか、という広報的なことをもうちょっとやってもいいのかなと思うのですけれど、どうですか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりちょっとPR不足だということもあるかもしれませんが、広報とか防災無線、またSNSもありますので、いろんな情報を随時流すことが必要だと思いますので、その辺、大事にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

総務関連なので、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれど、ひばり団地を改修していた中で、4戸だけ総務管轄になった住宅ありますよね。財政的なものになって。

今回、知り合いの中でもちょっと急きょお世話になるのだよというところも聞いたりのみしたのですけれど、そこの管理上は建設ではなくて総務になるのかなと思うのですけれど、そこら辺の家賃的なもの、あるいは利用的なもの、そういうものは決まっているのでしょうか。

○議長（小松正年君）

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

今の柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

詳細については、ちょっと押さえていない部分があって、足りない部分があるかと思うのですけれども、今職員住宅として一応転用の方はしているのですけれども、町民の方もお入りいただくことは可能でして、今1軒の方、お住まいいただいているのですが、家賃の方は、そちら、ちょっと職員とは違いまして4万8,000円で月額お入りいただいております。

以上になります。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

以前、町長の説明の中に、新規就農で来た場合に町が提供する住宅でここを使いたいのだという説明を聞いたこともあるのですけれども、あと以前お試しハウスのな

のも総務課の中で管理していたと思うのですが、そこら辺は今お試しハウスはどのようになっているのかということの一つ聞きたいのと、新規就農でもし浦臼町に来たときにもその住宅を利用する計画でいるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

お試しハウスにつきましては、もう建設から50年以上たちまして、今現在使用していないことになってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

新規就農の関係でも、もしこの住宅を使用したいということであれば、使用することは可能かと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

補足をさせていただきます。

新規就農というのを最初はめどにして、改修ということでお話をした経過がございますけれど、今はもう少し幅広く対応していこうということで考えております。

ただ、4戸ありますけれど、2戸程度は新規就農のためということで、意識の上ですけれど考えておまして、それ以外につきましては別途需要があれば貸出しを行っていこうと考えています。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

67ページなのですが、生活交通対策なのですが、前回の定例会の補正予算のときでも若干お話ししたことがあるのですが、タクシーチケットの関係なのですが、今回もこのような予算をとっておられるのですが、70歳以上の方々に配るチケットが1万2,000円の部分であるのでしょうかけれど、なかなかタクシー会社を含めていろんな部分で時間の制限があったり、いろんなことで使い勝手が以前のタクシーチケットを配るときと今と若干そういった使い勝手がちょっと変わったような気がします。

逆に言えば、使い勝手が悪いと。夕方の6時で終わると。それ以降は予約なり申し込んでも、6時以降を過ぎて美唄の会社にお問い合わせしても、夜になると逆に台数が減って、なかなか浦臼町まで来てくれないというのが、私も経験あるのですが、かなりそういう状況が続いて、なかなかタクシーが使えないといえますか、そういったことが頻繁に起きているという部分があるのですが。恐らく総務課の方も過去いろいろデータをとっていると思いますが、そういった部分を含めながら検証した結果、こういう部分なのか、それともとりあえずまだこういう状況で、それとも今後まだ考えたいのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、なかなか予約がとれなくて使えないというお話は聞いてございます。

利用の状況についてなのですが、コロナ前につきましては交付する方が多くいまして、発行する方も多かったのですが、コロナになってから、やっぱり外に出歩くことがだんだん少なくなっているございまして、申請する方はいるので、実際に使う方がなかなか減っている形であるかと思っております。

2年ほど前から、1年間チケットを使うのではなくて、12月までと3月までと分けて、なるべく皆様がタクシーを利用するように総務課としてもやったところでございます。

ただ、やっぱり年度末を迎えますと、なかなか厳しくて使えないという状況もあるので、なるべく私たちも使えるように啓発とかしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

できれば、使い勝手のいいように方向性を考えていただければと思っておりますけれど。

もう一点質問あるのですが、71ページ、賦課徴収費のところなのですが、今回定額減税に対応する業務委託料というのが新たにできたのかなと思っておりますが、それぞれの委託料があるのですが、今回のこの定額減税についての委託料というのはどういう形の委託となるのか。

これ、恐らく私の記憶では、ことしの6月から支給される給与所得者に対しての本人3万円だったかな、給与から源泉徴収税から減税していきなさいというやり方ではないかと思うのですが、本人3万円、あと扶養がいれば1人3万円みたいな部分を源泉徴収するときそれぞれやっていきなさいという部分なのだろうと私は理解しているのですが、今回この辺、科目を設けてやるということはどういう形の業務委託になるのですか。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国の方で進めている定額減税に係る部分についての税の賦課するときの計算の方法等、中身が変わりますので、そのこの税のシステムの改修に係る委託料となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

通常の給与支払い体系の中での業務ということにはならないということなのでしょうか。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども議員の方からお話あった源泉云々という部分は、国の所得税に係る部分になりますので、そちらの方ではなく町の方が賦課する住民税に係る税の計算に係るシステムの変更に係る費用となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、次に76ページ、3款民生費から、91ページ、4款4項1目上水道施設費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

81ページなのですが、子育て支援の関係ですが、この中の出産・子育て応援給付金並びにおむつ購入等補助金とあるのですが、およそ何人というか、どういう想定の人数の把握か、もしわかれば。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

静川議員の質問にお答えいたします。

ただいま、出産・子育て応援給付金につきましては9人分を想定しております。おむつ購入等補助金につきましては29人分を想定しております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

79ページ、2点聞きます。

ここで、児童措置費の扶助費の中で、児童手当が高校生まで拡大されたので今回増額の予算を立てていらっしゃるということなのですが、拡大によって今何名を想定した中での手当なのかをお聞きしたいと思うのが1点。

それから、84ページ予防費の中で、認知症の健診を皆減したという説明があったと思うのですが、この認知症の健診については今後の予定はないのかどうかについて、2点。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

認知症健診の方から先に回答させていただきたいと思います。

認知症健診につきましては、今まで東京の大塚邦明教授にお世話になりながら、保健センターの職員に教育いただきながら実施してまいったわけですが、大塚教授につきましてはご高齢になりまして、なかなか来道するのが困難という状況とコロナ禍ということがございまして、この数年続けて実施は軽微なものという形で実施してまいりました。

その中で、教授の周りの環境というか、仕事の環境というものも変わったということがございまして、スタッフも集めるのが難しいという先生側からのお話もございました。

それで、今後につきましては、大塚教授に頼る形ではなく、道内の今現在うちの方に来ていただいているコーディネーターをしていただいている精神科のお医者様に訪問に入っていただくですとか、既にもう開始しているのですけれども、健診という形ではなく訪問ですとか、相談という形で認知症初期集中チームを稼働させながら、それでスピーディーに対応していくと、もう稼働している状況です。

その中で、認知症が疑われるものに関しましては、先生の方から依頼状を発行していただくなどして、近隣の砂川市等の物忘れ外来に受診していただいて、治療を開始するかどうかの画像診断をしていただくという流れでやっていこうという仕組みに組み替えているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

児童手当の質問についてお答えいたします。

高校生につきましては69名分で予算を見ております。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

認知症について、大変いいことだなと思うのですが、予算立ては要らないということなのですか。

○議長（小松正年君）

城宝主幹。

○福祉課主幹（城宝睦己君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

福祉課長からご説明させていただきましたとおり、認知症サポート医の方をお願いしているところなのですが、該当者につきましては地区担当保健師、それから包括支援センターの担当職員が地元でケースを拾ってくるという状況になっておりまして、医師等が訪問した場合の報酬につきましては、81ページの老人福祉総務費の報酬のうち認知症初期集中支援チームサポート医報酬の方に若干増額した上で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

毎回ちょっと気になっていることがあるので、質問したいと思うのですが、83ページの老人福祉総務費の中の、いつもこれ、私、気になっているのですが、男性運動教室事業委託とあるのですが、男性に限っているのですが、何で男性なのかというのをお聞きしたいと、常にちょっと不思議に思っています。

男性がすごく運動悪いというか何かあるのかなと思いつつ、女性ではない、男性だというのがちょっと、その辺お聞きしたいのが一つと、それからもう一点が、89ページの塵芥処理費の中での印刷製本費というのが119万8,000円あるのですが、これは塵芥処理費の中での印刷製本というのはちょっと何なのかなというか、分別か何かの冊子をつくるのかと思ってみたり、この印刷製本というのは何なのかなと教えていただければ。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

まず、男性の運動教室の方から回答させていただきます。

この事業に関しましては、今までの経緯がございまして、当初スポーツ教室をしたときに女性しか来なかったのですね。

それで、女性しか来ない理由は何だろうということを考えたときに、では男性だけのものを作ったらいいのではないかと、先生も男性にして、女性は入らない形でやらせようかとやりました。

それは健康づくり財団かどこかから、やってみないかというお声がけもいただいた中で行ったところかなり好評だったのですね。

それで、うちの町で行ってかなり参加者も多くて継続的にやれているということも健康づくり財団の方からも高く評価されまして、よその町に広がっていったということは聞いております。

なので、現状としては受付は女性がしておりますが、中に入っているのは男性だけという状態がずっと続いているという形でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

静川議員の印刷製本費に係る質問について回答いたします。

こちらの印刷製本費につきましては、ごみ袋に印刷する、そしてごみ袋を納品していただく予算措置となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、次に92ページ、5款農林水産業費から、109ページ、8款消防費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

103ページで、協力隊員の予算が4名分とって、今1名いるから3名分まだ余っているわけですけれど、どのような分野で3名の協力隊員を使っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今現在ですが、商工観光の方で募集しておりますので、観光に限って募集している状況です。

以上です。

○議長（小松正年君）

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

3名とも観光の方で使っているわけでしょうかね。

それとあと1点、この協力隊員をまた移住定住策なども考えているのでしょうか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

今、移住定住の関係でお話あったと思うのですがけれども、会計年度任用職員の中で企画の方でも1名予算とってございまして、移住定住やらあと地域発信などそういうものにもちょっと協力隊員1名募集をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

商工観光の方の残りの3名についても、やはり観光の方でという形で募集をかけております。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

今の質問にちょっと関連したことになろうかと思うのですが、農政は農政なのだけれども、商工観光で今地域おこし協力隊を募集している。

新規就農でも夫婦に限定した形の中で募集して、それは研修に来た場合は地域おこし協力隊として扱うという予算をしていると思うのですが、そうってから予算立てをするので、今募集の予算は立てないでということになるのか。それは立てるの。予算立ては最初からはしない。どうなのか。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問、新規就農者の地域おこし協力隊としての予算立てがされていないということですよ。

それにつきましては、令和6年度は農業体験をしまして、その方が本当に研修生となるとときには臨時会なりで補正予算で予算をとりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

よくわからないのだけれど、農業に取り組んでみたいのですよと、例えばうちの町を頼って来たとしますよね。

それで、研修を何か月か、それは本人の希望で、役場として、あなたは3か月研修しなさいよというシステムができていますのかどうかということも聞きたいことですし、それで来た段階で住宅から生活費からいろいろ発生してくるということになると思うのですが、要ることになってから地域おこし協力隊としての補助金の手当てをしていきますよということも、またどうもよくわからないのだけれど。

来た段階で、もう既に町の計画としては地域おこし協力隊と町としても補助金をある程度予定しなければいけないということをお聞きしているのですが、そこら辺はどういう予算立てになっているのでしょうか。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま予算計上しておりますのは、地域おこし協力隊のインターン、農業体験をする予算でありまして、その中で2週間以上、3か月未満で任命いたしまして、その中で研修を行っていただきます。

それで、本人が農業者になりたいとなったときに補正予算で予算付けをするという形になります。

インターンと地域おこし協力隊としては農業研修生としての予算は別になりまして、ただいま予算取りしているのは農業体験の予算で、研修生としてなる場合は補正予算なりで対応したいと思います。補正で対応する形になります。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

新規就農は、部署的にも、いろいろこの間も札幌市に行ったりして募集したと思うので、大変だなというのはわかるのですがけれども、今聞いているのは、本町に新規就農で研修に来たい場合は夫婦に限定していますよね。

それは個人的にもいろいろお話ししたこともあるのですが、やはりそれを撤廃して、例えば单身でも新規就農に興味のある人にももっと広げるような政策を今回は打っていくような考えはないですか。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

以前より、单身での研修生の受入れという案もあるのですが、まずは夫婦でのモデルを作りましてスタートしていくべきだと思っております。

1名で新規就農を起こしますと、どうしても作業的なものとか周期的なもので厳しい部分があるのではないかなと思っています。なので、夫婦での就農をまずメインに行っていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

今回、一般予算の審議なので、あまり内容的には触れない方がいいのかなとも思うのですが、自分の意見としては、夫婦に限定していったときに、非常に門戸が狭くなってしまうということなのですよ。

何組も新規就農を受け入れてきた熟成された町であれば、夫婦でも対応は上手にいくと思うのです。

ですけれど、いきなり最初から夫婦で新規就農ですよという門戸をつけてしまうと、非常に入り口が狭いのだと思うのですよね。

だから、もう既に何十年もやってきた町を見ていったときでも、やはりそこに1人でも、僕はやりたいのだという人を何とか位置付けていくという町の体制が最初だと

思っているものですから、それももうちょっと考えてもいいかなと、今後に向けてね。

ただ、今の体制で、では夫婦で地域おこし協力隊ですよ、町も補助金出しますよといったら、およそ年間400万円ぐらいを予定していると思うのです。

そうしたら、例えば農業の研修に来ていますよという気持ちの中で400万円の手当が夫婦で来た場合800万円ということになるのですよ。果たしてそれがいいものなのかどうかということなのです。

勉強したいという気持ちと、それだけの年間800万円といったら結構な額だと思うのです。夫婦にした場合。

それで、農業をやりたいということでも来ていたとしても、農業には農閑期というのがあります。やはり暇な時期、では暇な時期も補助金の中で何をしますかという時間帯もできてきますので、そこを有効に町の中でどうやって生活していきますかということもある程度示していかないと駄目な世界が来るものですから、夫婦2人と限定してしまうと、そういう世界が来るのではないかなと思うのです。

だから、今後に向けてはいろいろ検討してもらいたいなという意見です。

○議長（小松正年君）

静川議員。

○6番（静川広巳君）

若干、今せっかくなので関連で、恐らく聞いているかと思うのですが、連絡あったかどうか、今回多分農業の関係の新規就農で問い合わせがあったと思います。

確か、その方は独り者だと思います。ただしその方はここに来たいと、浦臼町で農業をやりたいので来たいのだというときに、一人なのだけれど、彼女と一緒に来たい。将来結婚するという方向性の彼女と一緒にここへ来てやりたいという話を、確か私は聞いたのですが。でも町との話し合いの中では、恐らく一人という部分でしか聞いていないかもしれないのですが。そういう方も実はいたけれど、一応結婚していないという、一人なので断られたという話なのです。

なので、いろいろな相手としゃべるときというか、相手を確認するときに、結局夫婦で、もしくはそういった部分で独身であっても、農業という部分での気持ちといいますか、そういった部分の取り組みなども、その辺どう判断しているのかなという。

ちょっと、若干、将来的にも考えた方がいいかなという気はするのですが、町長どうですか。

○議長（小松正年君）

事実関係、ちょっと教えていただけますか。

○産業課主幹（山崎 哲君）

ただいま、静川議員のお話にありました1名の方の研修というのが、自分が聞いているのは、男性2名というのは話には聞いてはいたのですが、一応遠いものですから、こちらに来ることもできないというのと農業体験ができないというところで、令和5年度についてはちょっと無理ではないかなというところでお話はしたのですが、新年度につきましては来る機会があれば1回農業体験をしてみてもいいかなという投げかけはしております。そこで完全に駄目だよという断り方はしていな

いと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

はい、補足でお願いします。

○町長（川畑智昭君）

いろいろなパターンがあるというのがよくわかりました。

ただ、先ほどの柴田議員のお話の中で、2人合わせて400万円、400万円というのは国の交付税の大半が1人400万円ということになりますので、800万円から900万円ぐらいの報酬だけではない部分も含んでの金額が来ることになりますけれど、当初話した中では、ご夫婦で来ていただくことによって、1人分の経費で生活をしていただいて、もう1人の分は貯蓄に回していただいて、2年後、3年後の新規就農に備えてもらうというストーリーも描いた中でのご夫婦だったということで進めていた経過もございます。

ただ、希望される方はご夫婦とは限らないわけで、特に最近では女性お一人で新規就農というのも増えていると聞いております。

ただ、そういうのは法人就農というのが多い方とも聞いておりますけれど、とりあえずは今ご夫婦ということで進めておりますけれど、行く行くはあらゆるパターンに対応するようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかございませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

101ページの商工振興費の中で、エゾシカ肉購入費補助金200万円とあります。この事業ももう割と定着した、長目にやっている事業だと思っておりますが、とてもいいことでみんなが安価でエゾシカを食べられるというのは素晴らしいことだと思いますが、この事業自体は今後もずっと続けていく予定があるのかが一つと、あと200万円投入したところで費用対効果がわかれば一番いいのですが、なかなかそれは出ないと思うのですが、あくまでうわさレベルですが、結構町外の人がおいしいとリピーターになって浦臼町のエゾシカ肉を買っていくというケースがあるということを聞いております。

これは想定内のことなのでしょうか、2点、お願いします。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

エゾシカ肉購入費補助事業なのですが、今年度については協議の中でもせっかくこの事業が根付いているということで、シカ肉の購入も増えているということで、1度、どうするかという議論があったのですが、しばらく本当に定着する

まで続けようかという形で、今年度については実施するという方向で決めてまいりました。

私も町外から買っているといううわさは聞くのですが、町外の人がどれぐらいのものを買っているかというのはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（小松正年君）

中川議員。

○5番（中川清美君）

92ページの農業委員会関係なのですけれども、たしか2年ぐらい前だったと思うのですけれど、予算のときに、農業委員が実際に今度は町からの委嘱ということでそういう扱いになったと思うのですが、農業委員が活動されているときに普段着とか作業着で町内を歩いているのを見るわけなのですが、外から見ても農業委員としての活動としては、残念ながら全く見られないと。

農家関係が多いのですけれども、農家関係の何かで集まっているのかなという、外から見るとそういう見られ方もするのです。

そのときに、ぜひこれは、今回農業委員も町の委嘱ということになったので、しっかりとした作業着等の提供もした方がいいのではないかとということ質問したときに、当時の課長は前向きに進めていきたいという答弁をいただいたのですが、その後、まだ一向に進歩が見られていないのですけれど、どのように今後捉えていくのか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

農業委員の見え方というのが、ちょっと私は理解していなかったのですが、確かに腕章してくださいとかそういうお話をしたことはございますけれども、実際に作業服がいいのか何がいいのかということとはちょっと私も考えておりませんので、農業委員さんにも聞いて、これからどうしていくかということを決めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

中川議員。

○5番（中川清美君）

やはり、そういうちょっとした形でもいいから、外から農業委員として活動していると見られること、そしてまた自分もそれを意識して着けてやるということになれば、やはりやっぱり前向きなというか、普段一生懸命やられているのですけれども、さらに向上心もあるような活動を期待できるのかなという思いもありますので、ぜひそういう形で何かやっていただければと思えます。

それと、委員会の関係で自動車借上料が出ているのですけれども、この借上料の中身について教えていただきたい。

○議 長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

シーズンに1回、町外に研修をするという形で、ここ数年深川市の方に出向いて研修をしているのですが、そのときの車の借上料ということで計上しています。

農業委員会の活動、現地確認とか、そういうのにも個人の車を借上げしておりますので、その現地の活動費とそれから研修への活動費と車の借上げということになっております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

中川議員。

○5番（中川清美君）

農地パトロールとかそういうときにもやっぱり皆さんの車で移動していると見ているのです。であれば、よくありますよね、車の横のドアにマグネットで、例えば農地パトロールとか農業委員会とかいうマグネットを付けていただいて動く、やはりそれなりに活動もしっかり認められるものでないかなと考えるので、その辺ちょっと考えていただければと思います。

○議 長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

そこら辺につきましても、ちょっと農業委員さんにご相談させてもらって対応したいと思います。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかございませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

商工振興の関係でお伺いしたいと思います。

コロナの関係でいろいろ消費拡大ということでプレミアム商品券等々今までやってきた経過がありますけれど、ことしはありますか。どうですか。

○議 長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

今年度においては、骨格予算ということで6月補正になろうかと思いますが、一応協議はしております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

101ページなのですが、観光費の中で鶴沼公園内の施設改修工事が予算計上されているのですが、この内容について教えてください。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

今年度に限りましては、管理棟のエアコン工事でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

107ページですね。住宅費の中の住宅管理費の中で需用費というところで修繕費が500万円計上されているのですが、どこの建物でどのような修繕ということで500万円の計上なのか、どうでしょう。

○議長（小松正年君）

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

ただいまの質問にお答えいたします。

どこというところではなくて、入退去に係る修繕料を見ておりますので、ざっくりなのですが、1軒50万円程度の10軒分みたいなイメージは持っておりますけれども、やっぱり入居の期間によって住宅の傷み具合も違いますので、これは臨機応変に対応しております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

樺戸連山の登山道の刈り払い業務が入っているのですが、最近クマが出ているのだけれど、どこら辺まで掃除しているのでしょうか。101ページかな。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

クマネシリまではちょっと行っていないのですが、その間、浦白山を越したクマネシリの間ぐらいまでの距離という形となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

それでは、これから休憩をとりたいと思います。

再開時間を14時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、110ページ、9款教育費から、127ページ、12款予備費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

学校給食費の中の委託料、学校給食運搬業務委託料と学校給食費の負担金が値上がりしたという先ほど説明があったのですが、その内容についてお知らせいただけますでしょうか。

○議 長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、学校給食運搬業務委託料につきましては、3年の長期契約の1年目ということになりまして、今回予算は設計額で載せておりますので、金額が上がっているということになっております。今後入札いたしまして、金額はちょっと変わってくるかなと思っております。

学校給食負担金につきましては、食材のアップと給食センターの職員の人件費が上がっておりますので、その分負担金が上がっているということになっております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかにありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

111ページの事務局費負担金補助及び交付金、先週の補正でもちょっと触れたのですが、高校の学校通学の支援助成金の458万4,000円ありますけれど、現在の浦臼町の高校生は今度新年度で人数の出入りがあると思うのですが、何人を対象にした予算になるのでしょうか。

○議 長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

新1年生を含めまして38名を予定しております。

その他、過年度分、申請のし忘れ等の方を2人ほど見ておりまして、年間40名分の予算を見ております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにありませんか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

予算ということではないかもしれませんが、ちょっと一言あるのですが、スクールバスのことなのですが、先日、町の奥さんたちと議会との懇談会があった中でもあったわけなのですが、スクールバスにおいて、子供が排気ガスがくさくて酔ってしまうという話が出たのです。

予算ではないのですが、そういう話が出たので、やはり黙って聞き逃すわけにもいかないなという感じもするので、この件に関しては点検か実情を当たってもらえればと思いますけれど。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、その内容を確認しまして、皆さんご承知のとおりスクールバスも大分古くなっておりまして、エアコン、暖房等を強く入れますと、排気ガスというよりは古い車のおいといいますか、そういうのがばーっと換気扇というか、それによって回るようで、車が古いというのが一番の内容かなとは思っております。

今後更新も見据えていかなければならないのですが、その懇談会の中でもありましたが、バスの大きさについても今後検討していきながら、更新に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

昨年、確か高校入学生に対するタブレット補助があったような気がするのですが、今年度の様子はいかがなのでしょう。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

新年度につきましては骨格予算ということでございますので、政策的なところは6月の補正でまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

骨格予算はわかるのだけれど、新入学生は4月から入るわけだから、それまでに間に合う、間に合わないはないのかな。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

購入していただいて、伝票とかを持ってきていただいてからの申請になりますので、6月補正でも十分間に合うかと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

112ページのスクールバス運営費なのですが、これちょっと僕が知らないだけだと思うので説明してほしいのですが、小学校費の中にスクールバス運営費があって、中学校も利用しているけれど、中学校にはないというのは、別にこれは問題ないことなんでしょうか。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

中学生も乗っておりますが、予算的にはスクールバス運営事業費の中で全て見ておりますので問題ないかなと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、次に歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

85ページの予防費のところ、ちょっと一つお尋ねしたいなと思うのですが、委託料でがん検診、その他健診等々いろいろございます。コロナに関してはないという説明は先ほどありました。

先週の補正でも戻しがあり、今回も予算は削られるというか、少なくともはなっているのですが、これは対象者が少なくなったと見ていいのでしょうか、それとも対象者は

いるのですが、受診する人が少なくなったと見るのがいいのでしょうか。どうでしょう。

○議長（小松正年君）

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

砂場議員の質問にお答えいたします。

予防接種につきましては、ことしが診療報酬改定の年になりまして、単価が上がるという予定になっていて、各医療機関さん、見積もり上は高い値段で来ているのですが、現地のところ、予防接種の対象者の接種見込み率というのを、今新しいワクチンも出てきていますので、それを少し下げた状態であげて100万円ぐらい落ちた予算計上になっていると思われま。

○議長（小松正年君）

ほかにございせんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

これは社会教育なのか、文化財保存の方に関係してくるのか。鶴沼小学校のところの史料館といいますか、まだあの状況で止まったままになっているのですが、あその状況が一度すごく問題視されて、その後ぱたっと止まってしまったのですが、どうする、ああするというのが出てこないのですが、その辺もしわかれば。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

町の方としても、中にある展示物について、処分をして解体するという方向で進められているのですが、今年度、ちょっと正式な解体の見積りを取って、どの時点かで方向性を示して解体に向けて進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

生活交通関係でちょっと1点お伺いしたいのですが、ここには骨格予算には今回上がっていないのですが、かばとーる号の今後についてどのような車両を求めるのか、レンタルでもして使うのか、その辺補正について何かありますでしょうか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

今札沼線の代替バスにつきましては、まだ新しいバスが使えてはございません。今保険の方と調整をしてございまして、なるべく早い時期に確定したら議員さんの方に

はお知らせしたいと思いますので、お願いしたいと思います。まだ美唄自動車学校さんの車を借りて運転してございますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

高田議員。

○3番（高田英利君）

それは新しい車両を使うという前提でいいのですか。それとも美自校さんからレンタルのまま使うのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

車両につきましては、新しい車両でなく中古の車を使うことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

補足説明をさせていただきます。

廃車になったハイエースですけれども、いろいろとディーラーの問題もあって製造停止といいますか、最近ようやく先が見えたようにはなってきていますけれども、いずれにしても発注から1年以上時間がかかるという状況になっておりまして、今のかばと一るの美自校さんとの協議の中では、契約の内容で代車費用については1日3万円支払いますということで当初から契約を締結してございますので、1日1日3万円支払うということで、一月90万円、それが1年になればそういう金額になってきますので、新車を求める状況でいつまでもリース料を支払うというのは得策ではないという判断をしてございまして、中古車でも代車として取得をして専用の放送設備ですとか、そういったものを改造した中でできるだけ早く動かしたいということで今ビジコーさんと調整をしている段階でございますので、恐らく新車ということではなく中古を取得していち早く対応したいという考えで対応してございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

ふるさと活性化センターでございますけれども、今利用率がかなり減っています。

それと、やっぱり高齢化、それから足の問題で葬儀のたびに砂川市方面に向かって行くより、活性化センターを土足で入れるような改装などをして利用率を上げることはいかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

予算の中身に触れる部分でないので、どうでしょうかね。個別にまたお願いします。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長（小松正年君）

それでは、次に歳入に入ります。10ページをお開きください。

1款町税から、37ページ、13款使用料及び手数料まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

国庫支出金の欄でお聞きしたいなと思います。

本町の町立診療所に対して、へき地医療施設運営等補助金ということが支出の中で交付されるわけですけれども、この内容については例えば立っている敷地面積ですとか、人口ですとか、どのような条件の中でこのへき地医療の金額が交付されるのかお聞きしたいなと思います。

○議 長（小松正年君）

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは、柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回新たにへき地医療施設運営費等補助金につきましては、当初から予算を組ませていただきました、診療所運営支援金1,500万円に対しましてそれに係る対象経費を算定いたしまして、係る経費の3分の2を歳入ということで組ませていただいた金額でございます。

中身につきましては、おおむね医師の報酬並びに看護師の人件費と、またそれに係ります燃料費等の需用費的なものにも充てさせていただき、補助金を確保したいという内容でございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

すいません、ページが37ページまでなので。続けてやりますか、いいですか。

ほかにございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

32ページ、教育費負担金の中で、学校給食共同運搬負担金の647万7,000円、奈井江町の負担だと思っておりますが、全体の負担金が965万8,000円を見込んでいますが、ただ決定額ではないと思っておりますが、この奈井江町の負担の額というのは修正されてくるのでしょうか。それとも案分率が決まっているのですが、もとの支出の部分の965万8,000円の案分ということなのか、その辺、この額の算出根拠があれば。

○議 長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この負担金につきましては、議員ご指摘のとおり奈井江町の負担分となっております。

中身につきましては、学校給食の運搬に係る経費のところはほぼ全てでございまして、今回運搬に係る委託が長期継続契約のまだ1年目ということで設計額ベースで金額を計算している状況であります。

入札執行後、金額、大幅に変わってくると思いますので、ここの負担金についても変わってくると思っております。

内容につきましては、負担率、案分率等変更はございません。

以上です。

○議長（小松正年君）

横井局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

対象経費の負担率の上限が60%となっております。今回1,079万6,480円の対象経費のうち負担上限60%を見まして647万7,888円という計算をしております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

10ページの町民税のところちょっとお尋ねしたいのですが。先ほどの個人の住民税の落ち込みは、副町長の方から米の収入が影響するのではないかとということで、結構な落ち込みだとは思っているのですが、それはそれで解決したのですが、もう一点、先ほど定額減税の話も出ましたけれども、あれは1万円分の住民税の話もついてくると思いますが、その処理というのはどう行われるのかなと思っております。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの前年比1,063万7,000円マイナスという部分には、今議員のおっしゃられた定額減税の適用によって減少する部分も考慮した内容となっております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、次に38ページ、14款国庫支出金から、57ページ、21款繰入金ま

で質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

先ほどは失礼しました。

へき地医療の関係で、今補助金の内容について説明を受けたのですけれども、今回1,500万円に対してという回答だったのですけれども、本町が診療所に対して1,500万円の補助を始めたのはまだ2年目ですよね。ということは、それ以前は診療所に対して町から補助金は出していなかったのですけれども、その時点でも、もしへき地医療のこの交付金の申請をしていれば対象になったということなのか。内容が報酬に対して、あるいは看護師さんの報酬に対してということだったものですから、以前ももらえたものだったのかどうかをお聞きしたいなと思うのです。

今回初めて1,500万円を補助することによって対象となったのかどうか。

○議長（小松正年君）

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度から歳入で上げさせていただきましたへき地診療医療の申請につきましては、今年度組ませていただいた1,500万円、先ほどの説明で申し上げさせていただいたのですが、これの要望に対しましては前年度の9月から翌年度の補助金申請の要望額の取りまとめが来まして、本年令和5年の予算に対しましては令和4年度中に申請を起こさなければ補助対象にはならない経費でありまして、令和5年度につきましては全くの町単独費ということで扱わせていただいた次第でございます。

また、今回令和6年度の補助申請に当たりましては、令和5年度中の8月に申請を起こしまして、令和6年度の要望ということで今回計上した次第でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

申しわけないなと思うのですけれども、申請したからもらったという説明なのですけれども、それもわかるのですけれども、結局何を聞きたいかということ、以前の診療所に対してはうちの町は補助金を出していなかった。

ですけれども、経営的には多少の赤字をしていたのですよという、やめていくときの説明もあったのですよね。

あの時点のときに僻地医療に対する補助金の申請をしていれば、本町としては当たっていた事実があるのかどうかを聞いている。

○議長（小松正年君）

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど、主幹の方から説明したとおり、この補助金については前年の8月、9月までの要望ということになっておりますので、当たらないという前提がありまして、さらにその前の医師についてはそもそも町の方で運営助成をするという決定に至っていませんでしたので、ここの補助金云々についての検討までは行っていなかったという内容でございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

ほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

それでは、次に歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（小松正年君）

それでは、最後に歳入歳出全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

建設課の方にお聞きしたいなと思います。

以前、一般質問の中でも質問した中で、晩生内のコミセンの前の交差点のことで以前質問した経過があるのですけれども、JR軌道の撤去が順調に進んだ段階で、あそこ車線を増やして交差点の出入りをしやすくするというご返答があったのですけれども、今回予算にはその改修的なものは上がってきていないのですけれども、忘れていないのかなと思ったのですけれども。

○議 長（小松正年君）

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町の中でも既にもう協議しておりまして、当時の答弁で財政的な部分を勘案して計画的に町全体を見ながら実施させていただくという答弁をさせていただいたと思うのですけれども、現状は令和8年度にこの事業が計画上、組み込まれている状況でございます。

以上です。

○議 長（小松正年君）

全款にわたり質疑ありませんか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

全体的なことなのですけれども、どこに聞いていいかというのはちょっとわからないのですけれども、現在これだけ手続きと、それから一般社会におきまして、デジタル機器、それからマイナンバーカードの活用ということで、世の中が動き出しているとは思っているのですけれども、それに対して例えば個別に住民課の方でそういう機器を入

れて保守管理をしてもらうということで、それぞれが保守の契約をして維持してもらっているのですけれども、町の全体的なデジタル機器、保守も含めてそういう予算をつけるという予定は今後あるのでしょうか、ないのでしょうか、どこで聞いたらいいかわからないですけど、お願いします。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

土屋議員のご質問にお答えいたします。

歳出の説明の中で、議案書68ページの10目の自治体情報システム標準化等事業費というものがございます。

ちょっと、私、先ほどの説明が詳しくできなかつたので、大変申しわけなく思っております。

今、自治体におきましては、それぞれシステムというものを使って、住民票または税の証明書、また健康管理システムを使用して業務をしております。

それらシステム使用にあたりまして、導入経費とかそういうカスタマイズ、また保守費用がどの自治体もかなりな経費を占めているところでございます。

今、それがですね、国の方から全国の各自治体にシステムを全国標準的なシステムに統一しろという指示がございます。

それで、浦臼町におきましても令和6年度から、住民課の方が所管なのですが、それら住民記録系のシステムをはじめ、国のデジタル庁が推進しております政府共通の利用環境であるガバメントクラウドというものを利用して、順次標準システムの方に移行してシステムを構築するという形になってございます。それらの経費約8,505万6,000円を計上してございます。

先ほどちょっと説明しなかつたので、簡単に説明させていただきます。申しわけございません。

11節役務費につきましては、今言ったガバメントクラウド、デジタル庁が推進しております利用環境の構築費で336万2,000円、次、12節委託料につきましては戸籍情報システム等標準化対応業務委託料ということで186万円になってございます。これにつきましては今使用しております戸籍情報システムの標準システム移行に係る経費でございます。

また、同じく戸籍情報システム、附票を標準システムへ移行する経費で186万円となっているところでございます。

次に委託料、基幹系システム標準化対応業務ということで、これにつきましては、今、日立システムという会社のシステムを使っているのですけれども、これをまた標準化システムへ移行する準備経費ということで計上しているところでございます。

また、13節使用料及び賃借料におきましては、これにつきましてはそのガバメントクラウドを利用するに当たりますライセンス料、これにつきましてはグーグルさんの方に支払う金額となっております。

最後に18節負担金補助及び交付金につきましては、ガバメントクラウドの利用料

ということで2,614万6,000円、これにつきましては業者の方からデジタル庁の方へ支払いするという形の説明でございます。大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

全款にわたり何か質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

それでは、ないようですので、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第17号 令和6年度浦臼町一般会計予算は、原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第18号

○議長（小松正年君）

日程第5、議案第18号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をご覧くださいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは、予算書138ページをお開き願います。

議案第18号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,660万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、4,000万円と定める。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは、歳出より説明をさせていただきます。153ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,099万8,000円の計上で、前年比6万1,000円の減額でございます。事務費及び事務職員の人件費を計上しております。

給与費については給与明細書にて説明をさせていただきます。163ページをお開き願います。

表2の一般職について、事務従事者1名、特定健診事業従事者1名に係る2名分の給与明細でございます。職員は昨年と同様の2名であります。給与費が1,075万1,000円、共済費が339万8,000円となっており、昨年度より合計で287万1,000円の減額となっております。内容につきましては事務担当職員交代に伴い給料表を基礎に算定した内容でございます。支出が減になったのが主な減額の理由となっております。

164ページ以降につきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、戻りまして153ページをお開き願います。

2項徴税费、1目賦課徴収費33万円の計上で、前年と同額でございます。

155ページをお開き願います。

2款1項1目空知中部広域連合納付金1億890万7,000円の計上で、前年比904万7,000円の減額でございます。内容につきましては被保険者の減による減額でございます。

続きまして、157ページをお開き願います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金30万円の計上で、前年と同額を計上しております。

続きまして、159ページをお開き願います。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費596万5,000円の計上で、前年比279万2,000円の減額でございます。この内容につきましては人件費の減額によるものでございます。

続きまして、161ページをお開き願います。

5款1項1目予備費、前年と同額の10万円の計上となっております。

歳出総額1億2,660万円、前年比1,190万円の減額となっております。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。143ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,658万7,000円、前年比758万9,000円の減でございます。1節から3節現年課税分につきましては、空知中部広域連合からの負担要求額から一般会計負担分を差し引いた額を被保険者に求める税額としております。4節から6節までの滞納繰越分については前年同額の計上でございます。

2目退職被保険者国民健康保険税は科目を廃止しております。退職者医療制度が廃

止されたことによるものでございます。

続きまして、145ページをお開き願います。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金5,000円、前年比5万5,000円の減。

続きまして、147ページをお開き願います。

3款1項1目繰越金につきましては、科目設定の予算計上でございます。

続きまして、149ページをお開き願います。

4款諸収入につきましては、いずれも科目設定の予算計上でございますが、2項3目の雑入95万1,000円については、事務処理標準システム保守に係る特別調整交付金でございます。

続きまして、151ページをお開き願います。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,447万円、前年比374万2,000円の減、2項1目基金繰入金1,458万2,000円、前年比39万9,000円の減、いずれも分賦金の減によるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1億2,660万円、前年比1,190万円の減額でございます。

以上が、議案第18号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定しました。

◎日程第6 議案第19号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第19号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をご覧ください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

それでは、予算書167ページをお開き願います。

議案第19号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,690万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは、歳出よりご説明をさせていただきます。182ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費803万2,000円、前年比13万8,000円の増でございます。給与は前年変わらず1名計上しておりまして、担当職員の給与が増となったものでございます。給与費の明細については190ページから掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

続きまして、184ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3,862万2,000円、前年比43万3,000円の増でございます。

続きまして、186ページをお開き願います。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金19万6,000円、前年比2万9,000円の増でございます。

続きまして、188ページをお開き願います。

4款1項1目予備費5万円、前年と同額の計上でございます。

歳出総額4,690万円、前年比60万円の増額となっております。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。172ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料1,496万9,000円、前年比107万1,000円の増でございます。

2目普通徴収保険料998万円、前年比50万5,000円の減でございます。

続きまして、174ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目証明手数料1,000円、前年同額の計上でございます。

続きまして、176ページをお開き願います。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,175万3,000円、前年比5,000円の増でございます。

続きまして、178ページをお開き願います。

4款諸収入、1項償還金及び還付金、1目保険料還付金19万6,000円、前年比2万9,000円の増でございます。

180ページをお開き願います。

5款1項1目繰越金1,000円、前年同額の計上でございます。

歳入合計、歳出と同じ4,690万円、前年比60万円の増額でございます。

以上が、議案第19号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第19号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第20号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第20号 令和6年度浦臼町下水道事業会計予算を議題とします。

予算大綱につきましては、配付してあります予算大綱資料をご覧ください。

それでは、提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

令和6年度浦臼町下水道事業会計予算を説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

議案第20号 令和6年度浦臼町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度浦臼町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数 425戸、(2) 年間処理水量 7万1,900立方メートル、(3) 一日平均処理量 196立方メートルを予定しております。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益1億931万6,000円、支出、第1款下水道事業費用7,375万円を計上しております。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,285万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1,340万7,000円、減債積立金438万9,000円及び過年度利益剰余金処分類3,322万2,000円で補填するものいたします。

収入、第1款資本的収入3,230万円、支出、第1款資本的支出8,515万3,000円を計上しております。

2ページをご覧ください。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、マンホールポンプ所管理業務委託料、期間につきましては令和7年度、限度額200万円としております。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業債、限度額は1,950万円、起債の方法、証書借入、利率につきましては6.5%以内とし、ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率といたします。

償還の方法は、政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件によります。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができるものいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用間の流用、(2) 資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金間の流用と定めます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 618万6,000円と定めます。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は5,230万円といたします。

(利益剰余金の処分の追加)

第10条 当年度利益剰余金のうち3,322万2,000円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減災積立金 3,322万2,000円と定めます。

令和6年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

予算の詳細説明につきましては、別冊の令和6年度浦臼町下水道事業会計予算実施計画説明書にてご説明させていただきます。実施計画説明書をご覧ください。1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

下水道事業収益につきましては、本年度1億931万6,000円、前年度と比較して1,844万1,000円の減でございます。

内訳としまして、営業収益、下水道使用料収入でございますが40万円減の1,890万円と見込みました。

営業外収益につきましては、他会計補助金、長期前受金戻入合わせて1,804万1,000円減の9,041万6,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

支出でございます。

下水道事業費用につきましては、本年度7,375万円、前年度と比較して1,014万円の減額計上でございます。

内訳としまして、営業費用、総係費におきまして996万2,000円の減額となっており、修繕費におきまして、前年度マンホールポンプ所ポンプメカシル交換工事が完了したことに伴い皆減となったことが減額の主な要因でございます。

また、総係費の給料、手当、賞与引当金、法定福利費、法定福利費引当金につきましては、職員1名分の人件費でございます。

また、減価償却費につきましては、前年度と比較して24万6,000円の減となっております。

資産減耗費につきましては、本年度第4条予算にて、鶴沼第1マンホールポンプ所更新工事の実施に伴います現有資産の減耗分70万2,000円を計上いたしました。

次に、営業外費用でございますが63万4,000円の減額となっております。支払利息及び企業債取扱諸費におきまして、長期債償還利子の減によるものでございます。

次に、予備費につきましては、下水道事業会計の弾力的な運用を図るため前年度と同額の50万円を計上しております。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入につきましては、本年度3,230万円、前年度と比較して2,590万円の増でございます。

内訳でございますが、企業債におきまして、石狩川流域下水道事業債の発行予定額が270万円、鶴沼第1マンホールポンプ所更新工事の実施に伴う下水道事業債1,680万円の発行を予定しております。

他会計補助金につきましては、前年度と同額の170万円を計上しております。

国庫補助金につきましては、鶴沼第1マンホールポンプ所更新工事の実施に伴うものとして1,110万円の計上をしております。

次のページをお開きください。

支出でございます。

資本的支出につきましては、本年度8,515万3,000円、前年度と比較して1,816万2,000円の増額計上でございます。

内訳としましては、昨年度汚水中継ポンプ等の更新に係る設計業務委託料550万円を計上、実施いたしました。が、本年度は同委託料が皆減しております。

また、工事費におきまして、鶴沼第1マンホールポンプ所更新工事として2,700万円の計上をしております。

次に、企業債償還金、建設企業債元金償還金におきまして、前年度と比較して379万9,000円を減額計上しております。

実施計画説明書での予算の詳細説明につきましては以上でございます。

令和6年度浦臼町下水道事業会計の予算書にお戻りください。6ページをお開きください。

令和6年度浦臼町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

まず、1の業務活動によるキャッシュ・フローでは7,323万4,000円の増、2の投資活動によるキャッシュ・フローでは1,562万円の減、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは3,438万9,000円の減を見込み、1、2、3合わせた年間の資金増減額は2,322万5,000円の増を見込んでおり、資金期首残高666万2,000円と合わせまして資金期末残高につきましては2,988万7,000円を予定しております。

次のページ以降ですが、給与明細書、地方債の現在高に関する調書、貸借対照表、損益計算書、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。10ページの地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書におきまして、表の一番右側でございます。令和6年度末地方債現在高につきましては、前年度現在高より3,438万8,000円減の2億5,684万5,000円の見込みとなっております。

以上で、令和6年度下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議いただきまし

て、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。収入支出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第20号 令和6年度浦臼町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定しました。

◎日程第8 所管事務調査

○議長（小松正年君）

日程第8、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和6年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時55分